

ベトナム投資環境

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほリサーチ＆テクノロジーズ

調査本部

2025年8月

ともに挑む。ともに実る。



I. 基礎情報

【I-1】	アジア主要国経済指標	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.3
【I-2】	基礎データ・概況	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.4
【I-3】	経済構造（産業・貿易）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.5
【I-4】	経済・産業の特徴	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.11
【I-5】	政治情勢	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.12
【I-6】	経済発展上の課題	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.13
【I-7】	経済発展上の強み	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.15
【I-8】	カントリーリスク	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.16
【I-9】	直接投資動向	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.19
【I-10】	サプライチェーン動向	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.24
【I-11】	各種マクロデータ	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.29
【I-12】	投資先としてのポテンシャル総括	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.32

II. 投資関連情報

【II-1】	労働関連情報	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.34
【II-2】	主要工業団地	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.38
【II-3】	税務関連情報	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.41
【II-4】	物流関連情報	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.46

III. 拠点設立

【III-1】	進出形態	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.48
【III-2】	拠点設立フロー	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.50
【III-3】	外資企業法人設立時の総投資金額の設定	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.51
【III-4】	ベトナムでの銀行口座種類	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.52
【III-5】	撤退	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.53

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【IV-1】	投資規制	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.55
【IV-2】	投資誘致	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.57
【IV-3】	為替管理制度・外貨規制	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.59
【IV-4】	貿易規制	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.60
【IV-5】	資金調達の方法	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.61
【IV-6】	不動産関連規制	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.64
【IV-7】	近時トピックス	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.65

V. その他

【V-1】	みずほ銀行 ベトナム拠点のご案内	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.67
【V-2】	ベトコムバンク（Vietcombank）の概要	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.68
【V-3】	Mサービスの概要	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.69

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV.各種規制・恩典・参考情報

V.その他

【I - 1】アジア主要国経済指標

国・地域名	ベトナム	日本	中国	台湾	韓国	シンガポール
人口(百万人)	101.3	123.9	1,408.3	23.4	51.8	6.0
名目GDP(億米ドル)	4,595	40,262	187,480	7,824	18,697	5,474
実質GDP成長率(前年比、%)	7.1	0.1	5.0	4.3	2.0	4.4
一人当たりGDP(米ドル)	4,536	32,498	13,313	33,437	36,129	90,674
2025年GDP成長率見込み(前年比、%)	5.2	0.6	4.0	2.9	1.0	2.0
信用格付(S&P) as of Mar 2025	BB+	A+	A+	AA+	AA	AAA
国・地域名	インド	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	カンボジア
人口(百万人)	1,441.7	70.3	33.5	281.6	113.2	17.2
名目GDP(億米ドル)	39,091	5,264	4,196	13,963	4,616	473
実質GDP成長率(前年比、%)	6.5	2.5	5.1	5.0	5.7	6.0
一人当たりGDP(米ドル)	2,711	7,492	12,541	4,958	4,079	2,755
2025年GDP成長率見込み(前年比、%)	6.2	1.8	4.1	4.7	5.5	4.0
信用格付(S&P) as of Mar 2025	BBB-	BBB+	A-	BBB	BBB+	n.a.

(出所) IMF - World Economic Outlook Database March 2025 Edition / S&Pのホームページより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

※数値は2024年ベース／2025年GDP成長率見込みおよび斜体箇所はIMF推定値

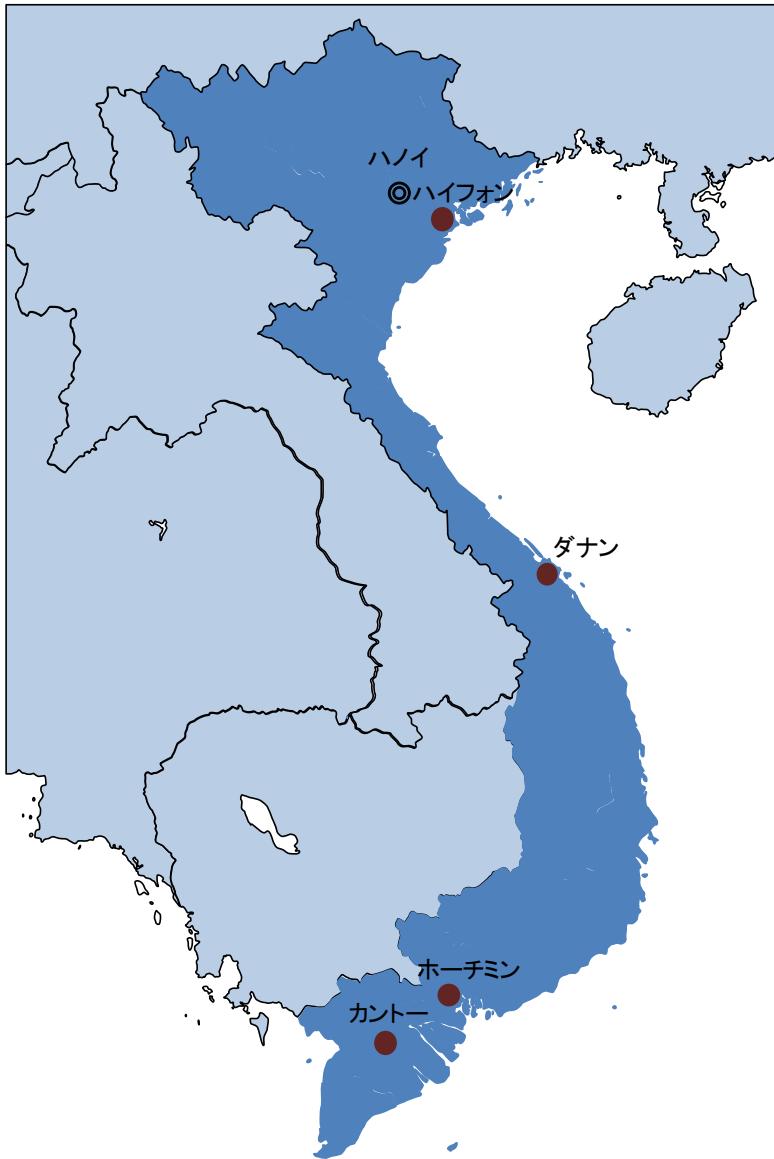
※ベトナムの情報について、IMF - World Economic Outlook Database April 2025 Editionよりまとめたもの

※S&P格付定義：A格 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、経済状況の悪化からやや影響を受けやすい

BBB格 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い

BB格 投機的要素が強い。高い不確実性や経済状況の悪化に対して脆弱性を有し、状況次第で債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある

※S&P信用格付けについては2025年3月31日時点



ベトナム基礎データ

【人口】	1.01億人（日本の約80%、2025年4月時点、IMF）
【面積】	32.9万km ² （九州を除く日本の面積に相当）
【首都】	ハノイ
【言語】	ベトナム語
【民族】	54民族、うち約9割がキン族
【宗教】	大乗仏教（人口の約8割）他、カトリック等
【通貨】	ベトナムドン（VND） ※VND1,000=5.7円（2025年4月時点）
【政治】	社会主義共和国、共産党一党独裁
【GDP】	名目：4,595億米ドル 一人当たり：4,536米ドル（2024年ベース、IMF）
【実質GDP成長率】	7.1%（2024年、ベトナム統計局、IMF）
【主要産業】	製造業、農業、卸・小売業等

ベトナム概況

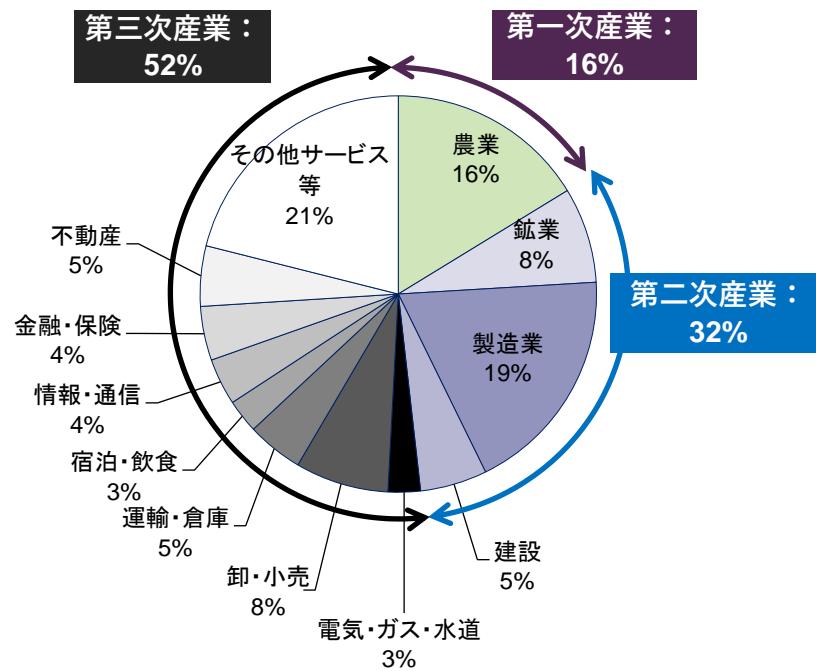
- ベトナムは紀元前より1000年以上中国支配を経験したが、938年に吳王朝の成立を機に独立。その後も、中国歴代王朝やフランス、日本による支配や干渉の時代を経て、1945年にベトナム民主共和国として独立。その後も、インドシナ戦争、ベトナム戦争と戦乱の時代が続いたが、1976年に南北が統一され、ベトナム社会主義共和国が成立。社会主義国ではあるが、1986年からドイモイ（刷新）政策を掲げ、2000年代より海外直接投資が順調に増加、持続的な高成長を実現。2007年に世界貿易機関（WTO）に加盟、2010年には中所得国入り
- 肥沃な土壌、水産資源、鉱物、油田等豊富な資源、安定した社会構造や良質な労働力が強み
- 新型コロナウイルスの影響で、2020年と2021年のGDP成長率は低迷するも、プラス成長を維持（2020年：2.9%、2021年：2.6%）。2024年はASEAN域内で最高となる7.1%の高い経済成長率を達成した
- 2023年に米国・日本との外交関係を包括的戦略パートナーシップに格上げ。米中両国や関係諸国との距離をうまく保ちながら、世界中からの投資を受け入れ
- 近年では内需の伸びも著しく、ベトナム市場をターゲットとした投資も増加

【I - 3】経済構造（産業・貿易）①：産業構造

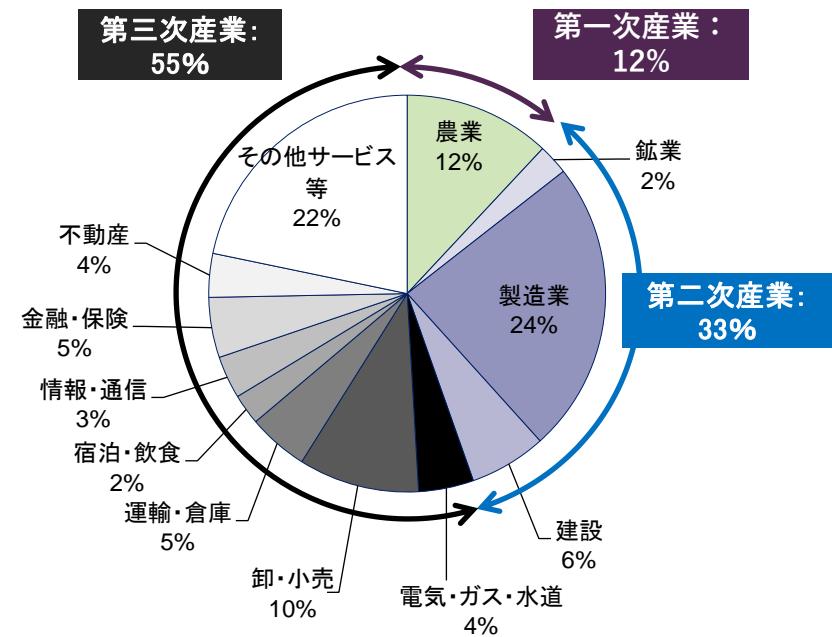
- かつて高いウェイトを占めていた第一次産業は、2023年時点ではGDP構成比12%まで減少
- 海外からの製造業向け投資の増加に伴い、現在の主要産業は製造業となっており、就業人口に占める製造業の割合も30%弱に到達
- 近年は海外からの内需狙いでサービス業向け投資も増加し、GDP全体に占める第三次産業の比率が上昇

産業別GDP構成比（2011年と2023年の比較）

2011年



2023年

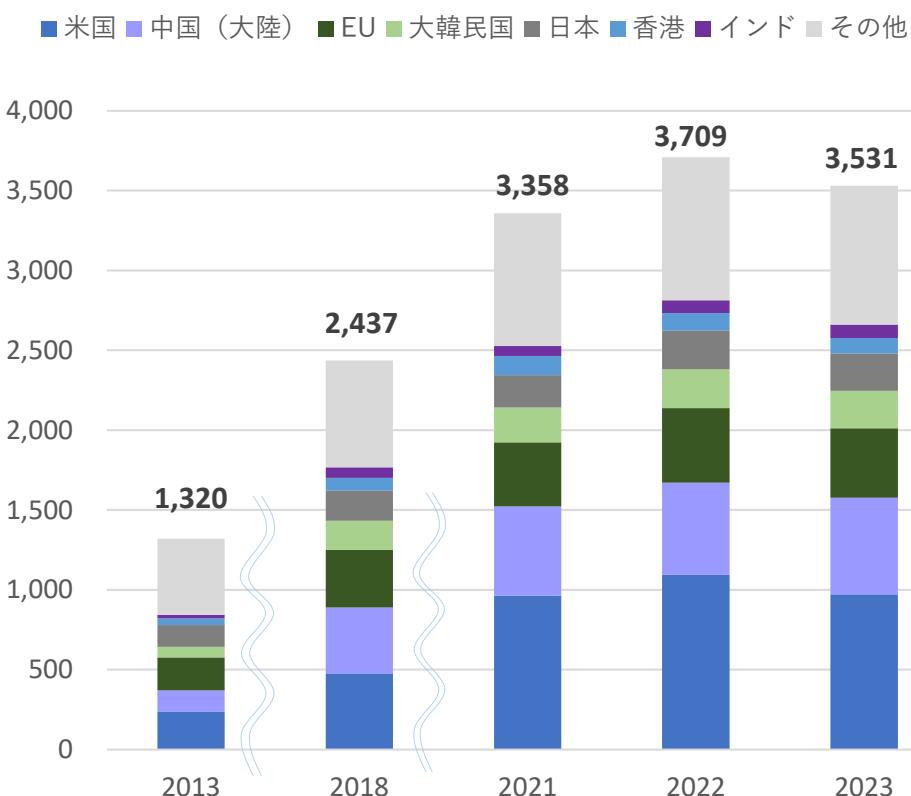


【I - 3】経済構造（産業・貿易）②：ベトナムの輸出額の推移

- ベトナムの主要な輸出相手国は、米国・中国（大陸）、大韓民国（韓国）、日本などで、輸出総額はこの10年間で大幅に増加。世界的な景気減速を受け2023年は14年ぶりに前年割れも、2024年は回復し初の4,000億米ドル台に
- 品目分類別にみると、2013年では「繊維・衣料製品、皮革・履物等」のウェイトが大きかったが、直近では「機械類・精密機器・電気機械」（特に、スマホや集積回路関連部品など）が輸出額の伸びをけん引。P8、9にて記載の通り、これら輸出品目の部素材は中国（大陸）・韓国などから輸入されており、ベトナムは組立・加工の拠点として発展

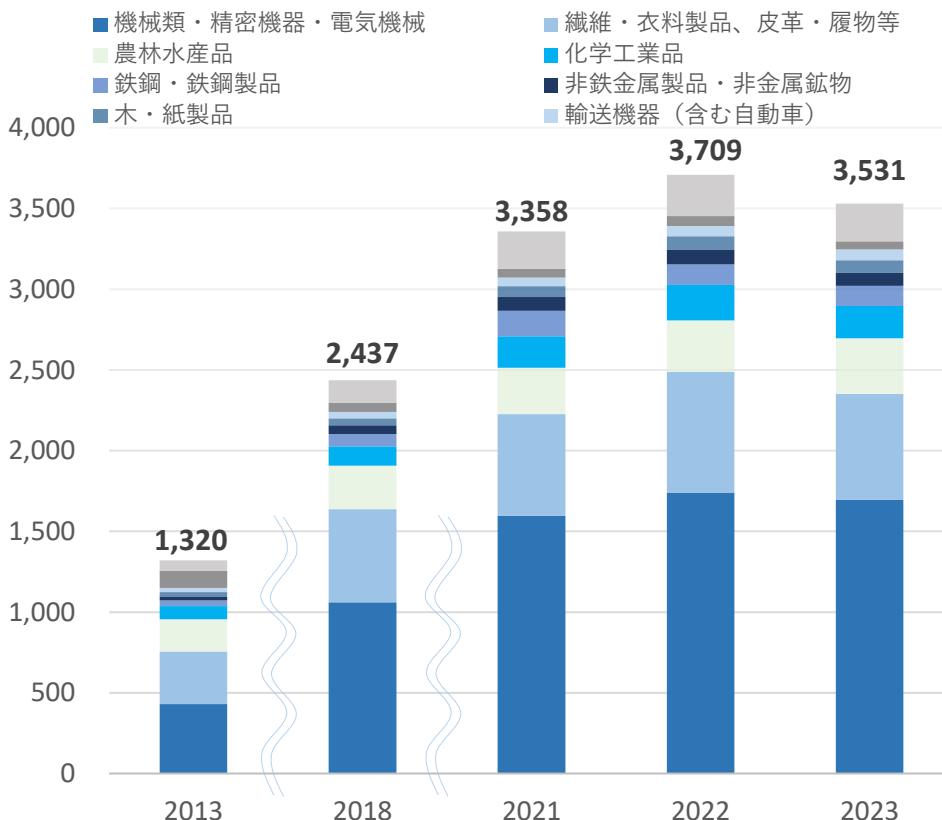
国・地域別輸出額の推移

単位：億米ドル



品目分類別輸出額の推移

単位：億米ドル



（注）「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記。台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

(参考) 輸出額の内訳 (国・地域別×品目分類別)

- 最も輸出額が大きいのは米国向けの「機械類・精密機器・電気機器」で、サムスンのスマートフォンなどが典型的な品目とみられる
- いずれの品目についても、米国・中国（大陸）向けの輸出割合が全般的に高いが、近年はEUとのFTAの恩恵もあり、鉄鋼・鉄鋼製品などを中心にEU向けの輸出も増えている

輸出額の内訳 (国・地域別×品目分類別) : 2023年

単位：億米ドル

	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・ 衣料製品 皮革・履物等	鉄鋼・ 鉄鋼製品	非鉄 金属製品・ 非金属鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国・地域別 総額
米国	38.8 (11.2%)	2.6 (5.2%)	44.9 (22.3%)	14.2 (18.6%)	241.3 (36.8%)	20.4 (16.3%)	19.5 (24.2%)	467.9 (27.6%)	10.4 (15.4%)	110.7 (47.4%)	971
中国（大陸）	88.5 (25.7%)	3.6 (7.2%)	37.6 (18.7%)	21.8 (28.5%)	57.3 (8.7%)	0.8 (0.6%)	6.5 (8.1%)	384.3 (22.7%)	2.8 (4.2%)	2.6 (1.1%)	606
EU	42.1 (12.2%)	0.5 (1.1%)	18.7 (9.3%)	2.5 (3.3%)	105.1 (16%)	30.2 (24.3%)	8.0 (9.9%)	201.3 (11.9%)	11.9 (17.7%)	15.3 (6.6%)	436
大韓民国	16.3 (4.7%)	2.9 (5.8%)	8.5 (4.2%)	7.0 (9.1%)	46.9 (7.2%)	6.6 (5.3%)	6.3 (7.7%)	131.1 (7.7%)	4.1 (6.1%)	4.9 (2.1%)	234
日本	23.9 (6.9%)	3.8 (7.6%)	16.7 (8.3%)	13.7 (18%)	60.7 (9.3%)	7.3 (5.9%)	6.8 (8.5%)	76.6 (4.5%)	6.1 (9%)	17.5 (7.5%)	233
香港	4.0 (1.1%)	0.3 (0.5%)	0.9 (0.5%)	0.3 (0.3%)	5.0 (0.8%)	0.3 (0.3%)	0.2 (0.2%)	82.4 (4.9%)	0.5 (0.7%)	2.2 (0.9%)	96
インド	4.4 (1.3%)	0.6 (1.2%)	9.6 (4.8%)	1.5 (1.9%)	6.8 (1%)	8.8 (7%)	7.8 (9.7%)	44.5 (2.6%)	0.7 (1%)	0.3 (0.1%)	85
その他	126.8 (36.8%)	36.0 (71.4%)	64.7 (32.1%)	15.5 (20.3%)	132.1 (20.2%)	50.3 (40.3%)	25.6 (31.7%)	307.9 (18.2%)	31.0 (45.9%)	80.3 (34.3%)	870
品目分類別総額	345	50	202	76	655	125	81	1,696	68	234	3,531

(注1) 各品目分類に占める、輸出相手国・地域別の割合を表示。最も割合が高い国・地域のセルを青色表示

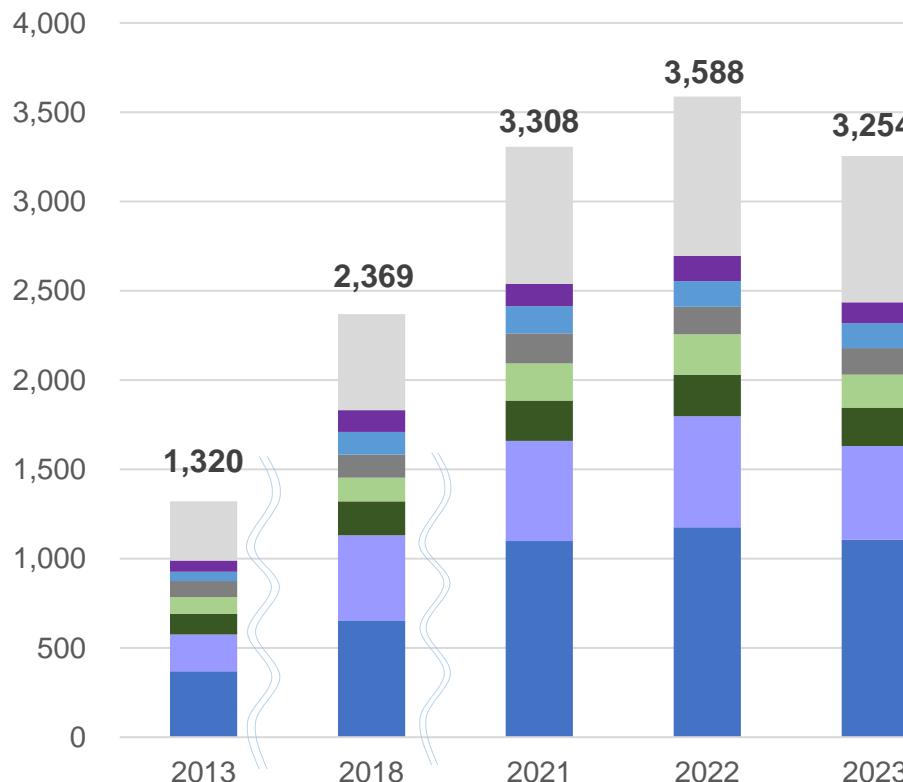
(注2) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

【I - 3】経済構造（産業・貿易）③：ベトナムの輸入額の推移

- 輸入総額についてもこの10年で急拡大しているが、特に相手国としては中国（大陸）からの輸入が拡大
- 米国にとってベトナムは世界3位の貿易赤字相手国。相互関税率については当初提示されていた46%から20%で妥結する方針が示されたが、今後も対米関係は予断を許さない状況が続く

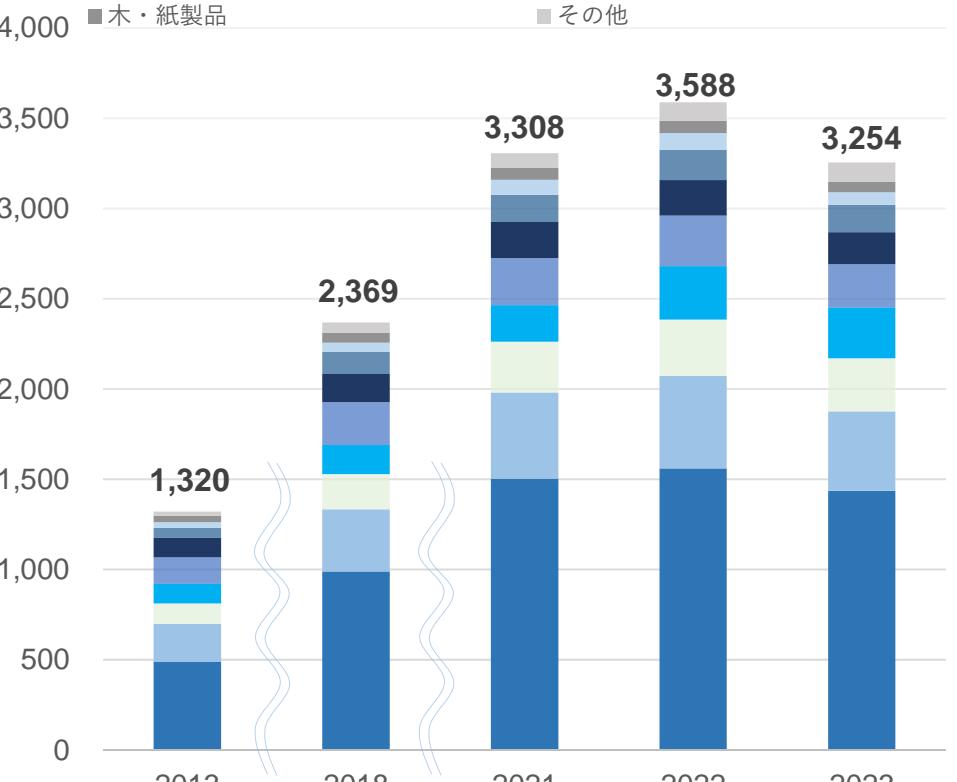
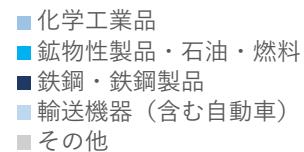
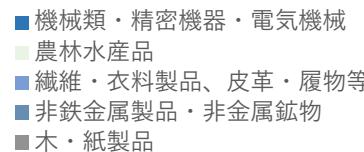
国・地域別輸入額の推移

単位：億米ドル



品目分類別輸入額の推移

単位：億米ドル



（注）「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

(参考) 輸入額の内訳 (国・地域別×品目分類別)

■ 全般的に、工業品については中国（大陸）からの輸入割合が最も高くなっています。「繊維・衣料製品・皮革・履物等」、「鉄鋼・鉄鋼製品」、「非鉄金属製品・非金属鉱物」は特に中国からの輸入依存度が高い。自動車・自動車部品を含む「輸送機器」は、タイからの輸入が上回っているが、近年中国からの輸入のシェアも増加傾向

■ 第二位の輸入相手国である韓国からは、スマートフォン部品などが輸入されている関係で、機械類等の輸入額が大きい

輸入額の内訳 (国・地域別×品目分類別) :2023年

単位：億米ドル

	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・ 衣料製品 皮革・履物等	鉄鋼・ 鉄鋼製品	非鉄 金属製品・ 非金属鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国・地域別 総額
中国（大陸）	22.8 (7.8%)	15.7 (5.6%)	152.0 (34.6%)	18.9 (33%)	130.6 (54.3%)	91.8 (51.7%)	73.5 (48.3%)	570.2 (39.7%)	13.5 (19.7%)	17.6 (16.5%)	1,107
大韓民国	5.9 (2%)	35.6 (12.6%)	55.2 (12.6%)	3.7 (6.5%)	21.2 (8.8%)	18.3 (10.3%)	19.0 (12.5%)	355.4 (24.7%)	6.3 (9.2%)	3.3 (3.1%)	524
日本	3.7 (1.2%)	1.3 (0.5%)	29.2 (6.6%)	4.3 (7.5%)	9.6 (4%)	25.6 (14.4%)	10.2 (6.7%)	121.8 (8.5%)	7.1 (10.4%)	3.4 (3.2%)	216
アジアのその他の国・ 地域	2.7 (0.9%)	1.3 (0.5%)	26.4 (6%)	1.3 (2.2%)	18.3 (7.6%)	7.0 (3.9%)	3.3 (2.2%)	121.3 (8.4%)	1.3 (2%)	1.2 (1.1%)	184
EU	14.6 (5%)	0.8 (0.3%)	41.5 (9.5%)	4.7 (8.3%)	7.6 (3.2%)	3.0 (1.7%)	4.2 (2.8%)	64.3 (4.5%)	5.4 (7.9%)	3.2 (3%)	149
米国	25.1 (8.6%)	6.0 (2.1%)	26.3 (6%)	5.1 (8.9%)	13.3 (5.5%)	5.0 (2.8%)	2.4 (1.6%)	48.8 (3.4%)	5.8 (8.5%)	0.6 (0.5%)	138
タイ	10.1 (3.4%)	11.8 (4.2%)	23.2 (5.3%)	3.6 (6.3%)	6.9 (2.9%)	2.1 (1.2%)	7.7 (5.1%)	35.7 (2.5%)	15.8 (23.1%)	0.9 (0.9%)	118
その他	208.7 (71.1%)	209.3 (74.3%)	85.6 (19.5%)	15.6 (27.2%)	32.6 (13.6%)	24.9 (14%)	31.6 (20.8%)	119.5 (8.3%)	13.2 (19.3%)	76.9 (71.8%)	818
品目分類別総額	294	282	439	57	240	178	152	1,437	68	107	3,254

(注1) 各品目分類に占める、輸入相手国・地域別の割合を表示。最も割合が高い国・地域のセルを青色表示

(注2) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

(出所) UN Comtradeのデータに基づき、みずほリサーチ＆テクノロジーズおよびみずほ銀行国際戦略情報部作成

【I – 3】経済構造（産業・貿易）④業種別輸出入比率(2023年)

- ベトナムは組立・加工拠点としてサムスンなど外資系製造業が多く拠点を構え、その多くが輸出されていることから、「繊維・繊維製品」、「皮革・履物」、「電子・光学機器」をはじめ全般的に輸出比率が高いことが特徴
- 一方で輸入割合が高い、「化学製品」、「その他の機械類」、「電子・光学機械」、「輸送機器」については輸入比率が3割を超えている状況

品目分類	生産額	輸入額	輸出額	輸入比率	輸出比率
	単位：百万米ドル			単位：%	
	①	②	③	②/(①+②)	③/ (①+②)
農林水産業	67,122	17,984	7,229	21.1	8.5
鉱業	15,581	4,063	1,383	20.7	7.0
飲食料品・タバコ	59,537	17,418	19,232	22.6	25.0
繊維・繊維製品	34,706	11,884	31,632	25.5	67.9
皮革・履物	16,603	5,443	14,815	24.7	67.2
木材・木製品	8,759	1,629	2,075	15.7	20.0
紙・紙製品	11,933	3,053	1,121	20.4	7.5
石炭・石油精製品・核燃料	5,119	1,583	191	23.6	2.8
化学製品	17,690	8,190	3,585	31.6	13.9
ゴム・プラスチック	17,291	6,327	4,639	26.8	19.6
その他の非金属鉱物	15,158	5,021	2,255	24.9	11.2
卑金属・加工金属製品	51,944	15,432	7,268	22.9	10.8
その他の機械類	7,172	12,927	3,917	64.3	19.5
電子・光学機械	126,956	82,959	114,167	39.5	54.4
輸送機器	18,882	10,150	6,282	35.0	21.6
その他の製品	20,661	7,991	11,797	27.9	41.2

【I - 4】経済・産業の特徴

- 製造業：外資がけん引し成長を続ける一方、部素材の多くは輸入に依存する傾向が強く、裾野産業育成が課題。チャイナ・プラスワンの拠点として引き続き注目を浴びるほか、2023年以降中国（大陸）からの直接投資も増加
- 建設・不動産業：社債発行に関する不正問題で、業界全体の資金調達懸念等から不動産開発が停滞傾向
- 小売業：ベトナムの一人当たりGDPの著しい成長を背景に、外資系小売業の進出も増加傾向

	製造業	建設・不動産業	小売業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 周辺国と比べ、賃金が低廉かつ勤勉な人材が豊富であり、また治安面も良好であることから、ベトナムで工場設立を企図する企業が多い ✓ 日系のみならず、韓国、中国、香港、台湾からの進出も多い ✓ サムスンが携帯と家電工場を設立、高いプレゼンスを有する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ GDPの約7%程度を占めており、ベトナムの経済成長に伴い堅調に拡大中 ✓ 外資企業のベトナム進出は引き続き旺盛であることから、工場やオフィスの建設需要が見込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 近年は徐々にMT（モダントレード）が発達するも、TT（トラディショナルトレード）は依然として約8割を占める ✓ 2009年より法律上、外資100%での進出が可能となり、2024年1月には多店舗展開時のエコノミック・ニーズ・テストが撤廃されるということであったが、実務上引き続き必要な状況
近時動向	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一人当たりGDPが伸びており、ベトナムで製造したものを、ベトナム国内で販売する内需狙いの企業も増加傾向 ✓ ベトナム最大のコングロマリットであるビングループの子会社で、自動車製造を行っている「ビンファスト」は、2022年よりEVに経営資源を集中投下・2023年には米・NASDAQ市場に上場を果たした 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2022年3月以降、大手デベロッパー数社において、株価操縦や社債不正発行で、逮捕者が続出。捜査は2025年現在も続き、先行きの不透明感は残るが営業を再開する企業も増えている状況 ✓ 商業銀行が融資や社債引受などの与信を抑制したため、多くの不動産企業で開発資金を調達できなくなった影響が、建設業にも波及 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2024年通年の小売売上高（推定値）は、前年比8.3%増と堅調な伸びを記録 ✓ 百貨店、ショッピングモール、コンビニなどのMTの店舗数は増加傾向で、ホーチミン市・ハノイ市等を中心に外資企業も続々と参入

- ベトナムは共産党一党独裁のもと、社会主義共和制を採用し、党政治局を中心とした集団指導体制下で市場経済化を進行。国家の最高職位は「四柱」と呼ばれ、党内序列は書記長が最高位、次いで国家主席、首相、国家議長となっており、5年ごとの党大会で決定。次回党大会は2026年
- 2023年1月、フック国家主席が政府高官が関わった不正事件の責任を取る形で辞任した後、2024年2月に後任のトゥオン国家主席、さらに同年4月には序列4位のフェ国會議長、同年5月には「四柱」に次ぐポストとされる共産党書記局常務のチュオン・ティ・マイ氏も辞任となる異例の事態が発生
- 2024年7月、3期連続で書記長を務めたグエン・フー・チョン氏が逝去。同年8月、チョン氏の逝去以降書記長代行を務めていたトー・ラム国家主席が党中央執行委員会の臨時会議で正式に書記長として選出。また、同年10月には党筆記局常務のルオン・クオン氏が国家主席に就任し、「四柱」体制に回帰

ベトナムの共産党の構成



ベトナムの要職と在任者一覧

<書記長/トー・ラム氏>

- ・出生年: 1957年
- ・出身: フンイエン省 (北部)
- ・前職: 公安大臣 (～2024/5月)、国家主席 (2024/5月～10月)

<国家主席/ルオン・クオン氏>

- ・出生年: 1957年
- ・出身: フートー省 (北部)
- ・前職: 人民軍政治総局主任 (～2024/5月)、党筆記局常務 (2024/5月～10月)

<首相/ファム・ミン・チン氏>

- ・出生年: 1958年
- ・出身: タインホア省 (北中部)
- ・前職: 中央組織委員会委員長 (～2021/1月)

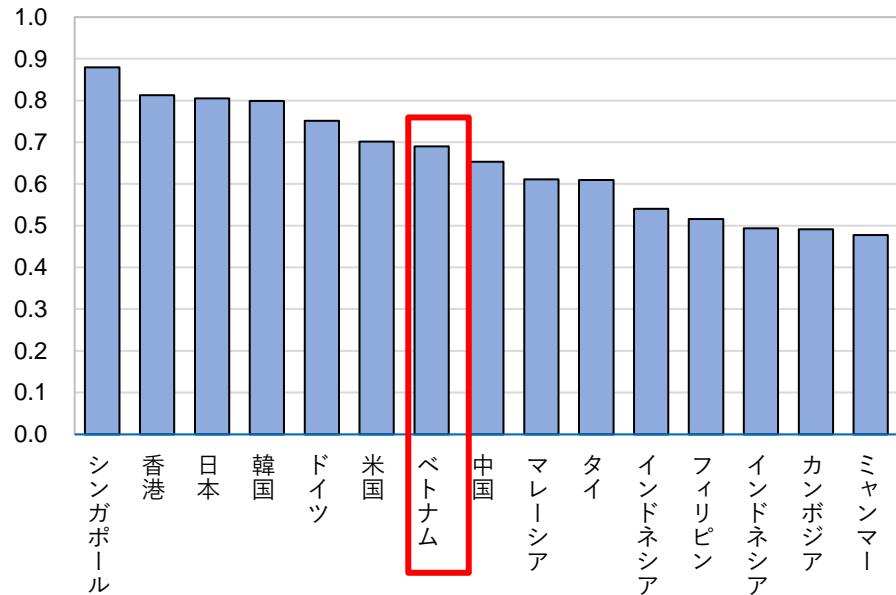
<国會議長/チャン・タイン・マン氏>

- ・出生年: 1962年
- ・出身: ハウザン省 (南部)
- ・前職: 国会副議長 (2024/5月迄)

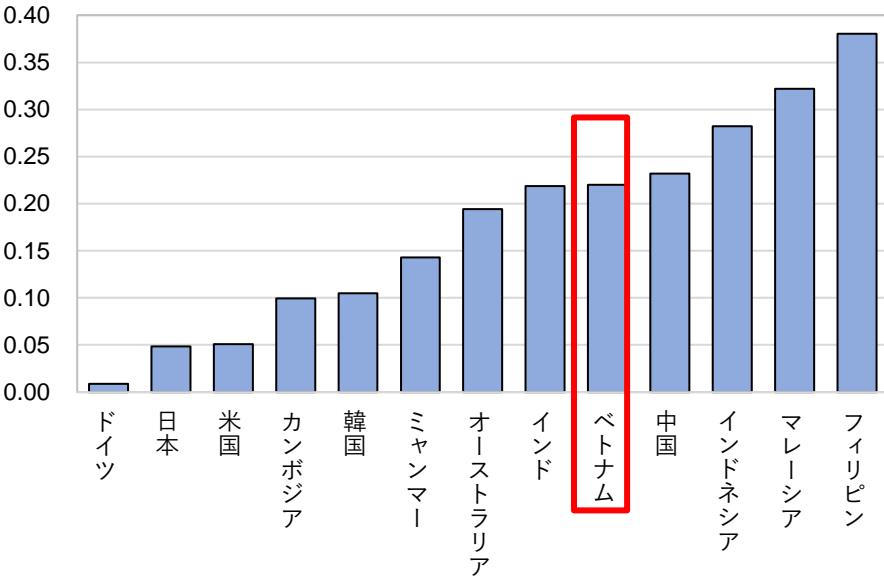
【I - 6】経済発展上の強み①

- 相対的に賃金水準が低いが、教育の充実度や識字率の高さもあり、人的資本の面ではマレーシアやタイを上回ると世界銀行は評価
- 直接投資の自由化度合いは、中国、インドネシア、マレーシアを上回る。直接投資を受け入れるとともに貿易自由化を進め、経済成長に結びつけている
- 周辺国と比べ、治安は良好

人的資本指数(2020年)



直接投資制限指数(2023年)



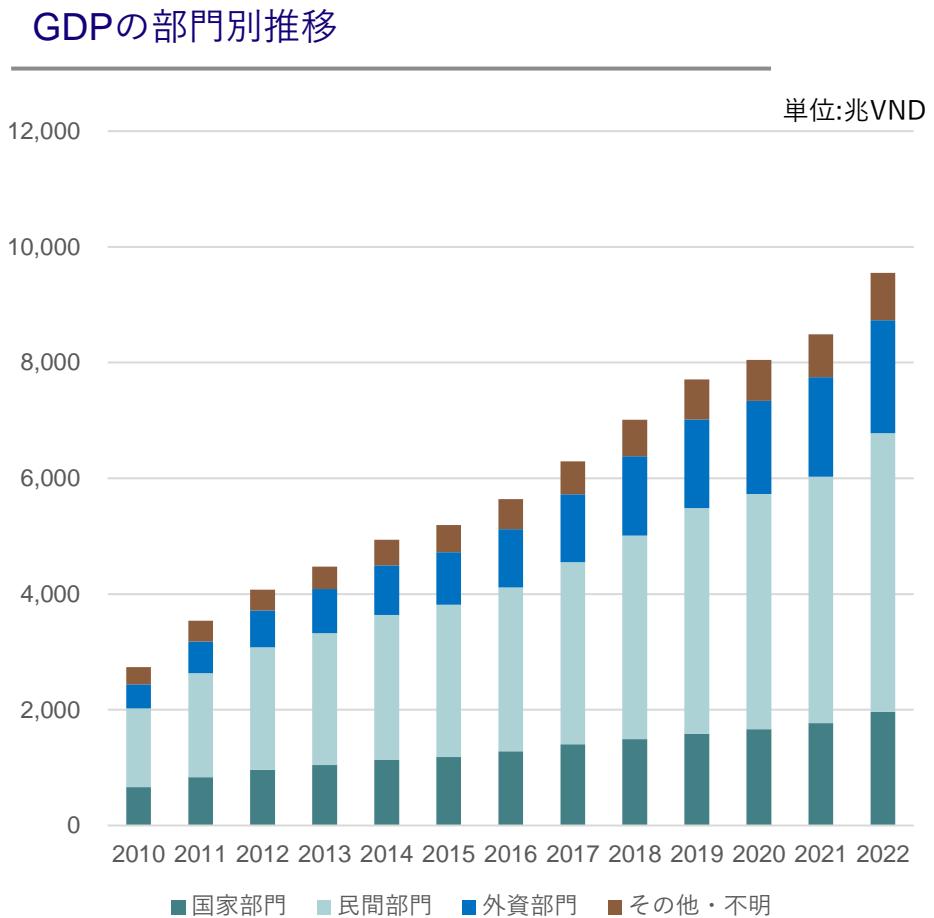
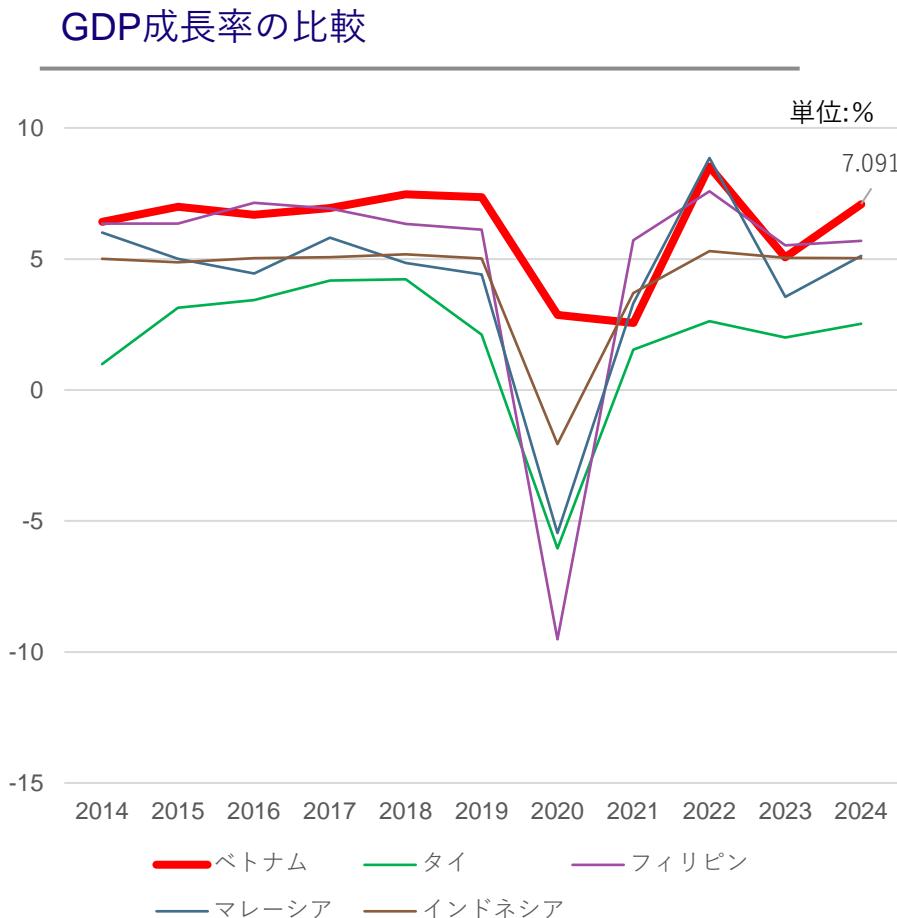
(注) 人的資本指数とは、各国・地域の健康・教育に関する状況を考慮し、今日生まれた子どもが18歳になるまでに蓄積されるであろう人的資本を測る指標。数字が大きいほど衛生状態が良好かつ基礎教育が充実していることを示す。台湾は調査対象外

(出所) 世界銀行より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

(注) 数字が小さいほど直接投資の自由化が進んでいることを示す。シンガポール、香港、台湾は調査対象外

(出所) OECD "FDI Regulatory Restrictiveness Index"より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

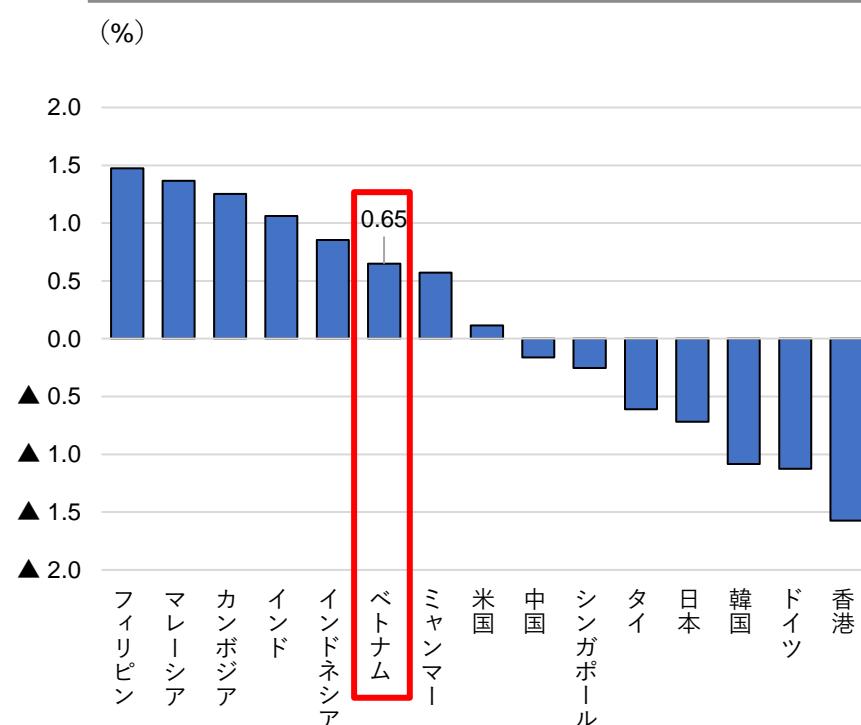
- ベトナムは近年安定した経済成長を続けており、コロナ禍でもASEAN主要国の中では唯一、プラス成長を堅持。2024年の成長率の経済成長率も約7%と首位の成長率を記録
- GDPの伸びは外資企業と民間企業がけん引



【I - 7】経済発展上の課題

- 生産年齢人口の増加率は、フィリピン、マレーシア、カンボジア、インドネシアなどASEAN他国と比べると低水準。少子高齢化も進行しつつあるため、長期的にみると労働力の量的投入による成長の押し上げはあまり期待できない
- ワーカークラスの人材は多いが、管理職クラスの人材が不足している
- インフラ整備においては、周辺国にやや遅れをとっている

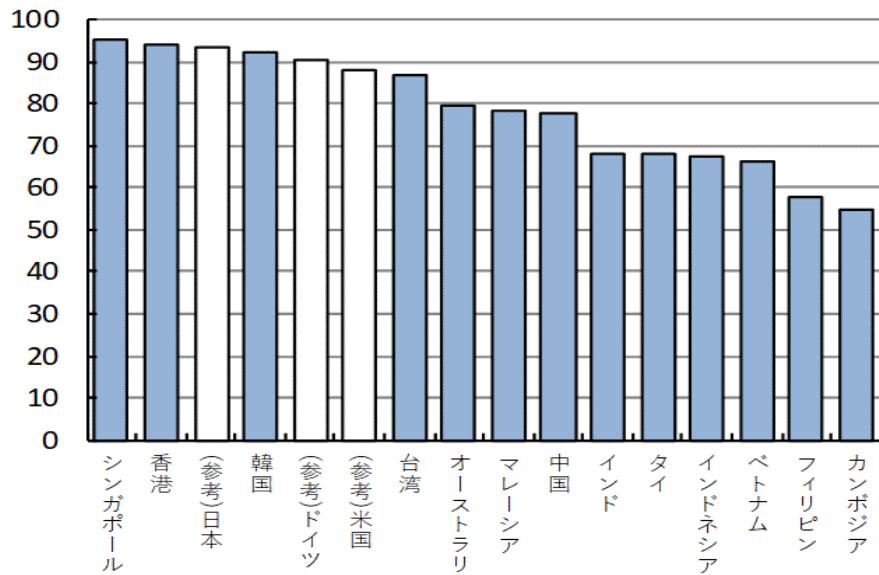
生産年齢人口増加率(2022～2030年予想平均)



(注) 生産年齢は15～64歳

(出所) 国際連合より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

インフラ指数



(注) 数字が大きいほどインフラが整備されていることを示す

(出所) 世界経済フォーラム “The Global Competitiveness Report 2019”より、
みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

【I - 8】ベトナムのカントリーリスク①

	特徴	近時動向
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済・財政政策の予測可能性や透明性は同格付国との比較でも劣後 ✓ 金融セクターの監督機能が不十分との指摘も 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 近年、外部格付機関の評価は徐々に改善 ✓ 汚職事件での政治家・共産党員の逮捕や捜査が相次いでおり、行政プロセスの遅延・停滞が企業活動に影響を与える懸念も
経済構造 (輸出依存／外貨流動性)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外資系企業による輸出が経済をけん引する構造で、海外の景気動向の影響を受けやすい ✓ 外貨準備は輸入の2～3ヵ月分にとどまり、外貨流動性はタイトで為替も下落基調が続く ✓ 貿易黒字を主因に經常収支はおむね黒字基調推移 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2023-2024年は不動産不況、外需不振の影響で経済成長率が政府目標には未達も、直近では回復傾向 ✓ 対米貿易黒字大きく米・トランプ政権からは是正を求められている
金融セクター	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間部門向け貸出しが過大で、経済危機時に金融不安を誘発しやすい構造 ✓ 国営企業や財務基盤の脆弱な金融機関の抱える高水準の債務が政府にとっての偶発債務となる懸念も 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2022年に大手不動産会社の不正事件に端を発した金融不安が発生 ✓ 全般として、リスクが高い状況にあるわけではないが、金融危機発生時には一部の収益状況が悪い金融機関にストレスが集中することでリスクが高まる可能性はあり
環境リスク	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人口の半数以上が暴風雨や洪水の影響を受けやすい沿岸地域に住んでいることから、災害リスクの指数は周辺のASEAN諸国と並び高い水準にある 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ベトナムの大気汚染は極めて深刻な問題とされており、特にハノイ市など北部の一部地域における空気中のPM2.5や一酸化炭素などの汚染レベルは深刻化しつつある一方で、近年は環境規制も強化 ✓ 2024年9月、30年に一度と言われる大型台風がハイフォンを中心に北部を直撃し洪水等の被害が発生
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2050年にカーボンニュートラルを達成することを表明 ✓ 2023年夏には北部にて大規模な電力不足が発生。今後も人口増・経済成長が続き電力需要が増加する中で、産業界は電力の安定供給について不安視 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2024年3月に国内初のLNG供給拠点が南部・バリアブンタウで稼働。電力の安定供給と脱炭素化の実現に向けた取り組みも進む ✓ 2025年に国家電力開発計画(PDP8)も改定され、原子力発電の開発計画も再始動
政治・外交	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 共産党一党独裁が続くが、国家主席が2代続けて任期中の交代となるなど異例事態も相次ぐ ✓ 伝統的に中国・ロシア・インドなどと外交上関係が深い 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2025年5月末時点で、外交上最高位とされる包括的戦略パートナーシップ締結国は13ヵ国。2025年に入り、ニュージーランド、インドネシア、シンガポール、タイと相次いで格上げし各国と関係強化を続ける。各国との距離感をコントロールする全方位的な外交を展開することで各国との貿易・投資面での関係強化や多角化が進展

【I - 8】ベトナムのカントリーリスク②

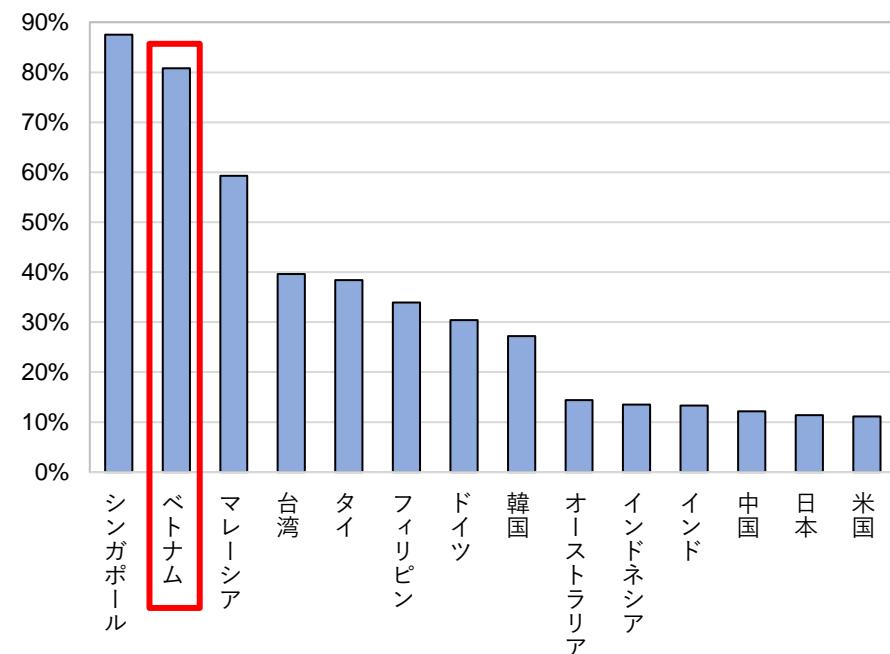
- ガバナンス：ベトナムのガバナンス指標はインドネシア、フィリピン、タイ、マレーシアなどには及ばず
- 輸出依存：輸出依存度が80%超と極めて高く、海外発の経済危機に対しては脆弱な構造となっている。とりわけ対米貿易黒字が大きく、米国の保護主義政策が強まれば、対米貿易黒字の削減を迫られる可能性あり

世界ガバナンス指標（世界銀行、2023年）

項目	ベトナム	インドネシア	フィリピン	タイ	マレーシア	シンガポール
国民の発言力と説明責任	15.2	52.5	46.6	35.8	51.0	43.6
規制の質	38.2	60.9	57.6	57.1	73.1	100.0
汚職の抑制	38.7	36.3	32.6	35.9	61.8	98.1
政治的安定と暴力の不在	45.0	28.9	23.7	36.0	50.7	97.2
法の支配	50.5	46.7	37.3	57.6	67.5	98.1
政府の有効性	56.1	69.8	58.0	58.5	79.7	100.0
上記項目の平均値	40.6	49.2	42.6	46.8	64.0	89.5

（出所）世界銀行より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

輸出依存度（2020年）



（出所）IMF “Direction of Trade Statistics”より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I - 8】ベトナムのカントリーリスク③

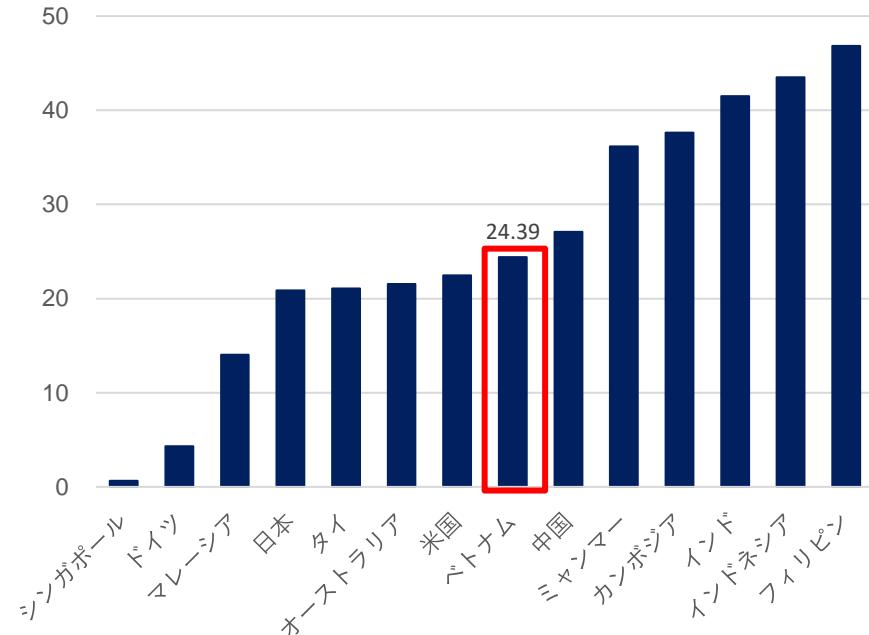
- 外貨流動性：経常収支は黒字推移するも外貨流動性は低い状況。通貨ドンは対米ドルで下落基調が続き、当局は為替介入を余儀なくされている。外貨準備高は輸入の2~3ヶ月分相当で推移
- 環境リスク：しばしば台風に襲われるほか、干ばつも発生。人口の半数以上が暴風雨や洪水の影響を受けやすい沿岸地域に住んでいることから、災害リスクの指数は周辺のASEAN諸国と並び高い水準にある

外貨準備高推移（2000～2024年）



（出所）IMF “Direction of Trade Statistics”より、
みずほ銀行国際戦略情報部作成

世界リスク指数（2023年）



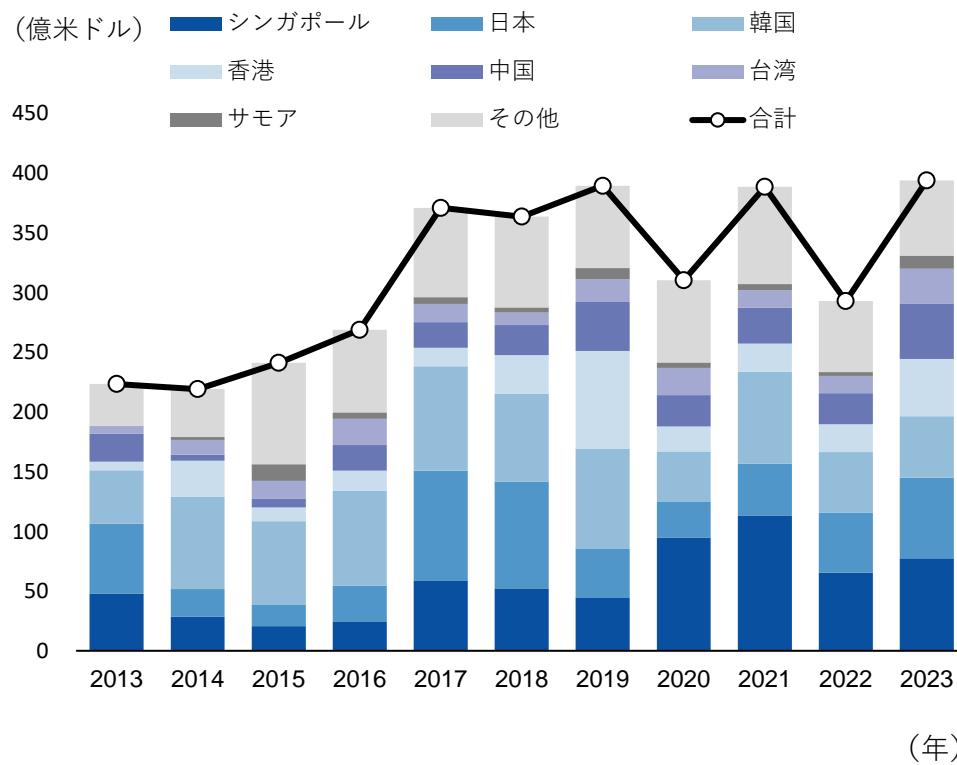
（注）リスクが大きいほど、指数は大きくなる

（出所）Bündnis Entwicklung Hilft and Ruhr University Bochum – Institute for International Law of Peace and Armed Conflict, “World Risk Report 2023”より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

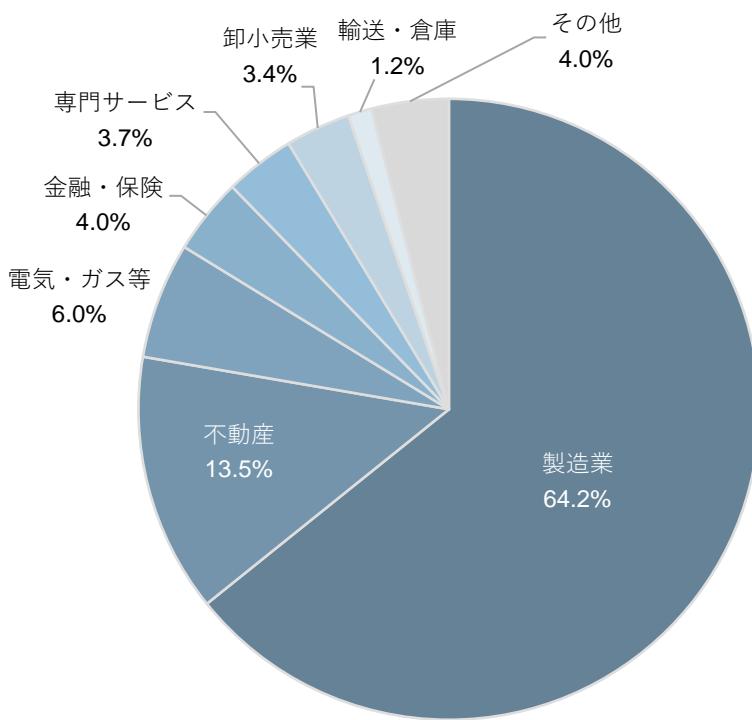
【I - 9】直接投資動向①～世界からの投資

- 直接投資は総じて堅調な流入が続いており、2017年以降は300億米ドル程度の投資で推移。2020年は新型コロナウイルスの影響を受け減少。主な投資国・地域は、シンガポール、韓国、日本等であるが、2019年以降は米中関係に端を発するサプライチェーン再構築の動きから、中国・香港系企業からの投資流入が続いている。2023年は中国・台湾・韓国からの電子機器・モジュール製造などの大型投資案件が相次いだ
- 業種別では製造業が最も多く、不動産、電気・ガス等がこれに続く

世界からの直接投資フロー（国・地域別推移）



業種別内訳(2024年)



【I - 9】直接投資動向②～世界からの投資（2024年の国・地域別の詳細）

- 2024年の投資認可額はシンガポールがトップで、全体の約3割（統括会社からの投資の割合も高いとみられる）。半導体後工程受託製造を行う米国アムコー・テクノロジーによるメモリー工場の拡張投資（10.7億米ドル）などもシンガポールからの出資
- 日本の大型案件：イオンモールによる新規投資（北部クアンニン省、中部タインホア省）や大手化学メーカー東ソーによる化学プラント案件（南部バリアブンタウ省）（両案件ともに約1.7億米ドル）

国・地域別 FDI認可状況（2024年）

（単位：百万米ドル）

国・地域	新規投資		追加投資		出資・株式取得		合計	
	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額
1 シンガポール	462	6,260.1	182	2,691.2	343	1,256.0	987	10,207.3
2 韓国	410	2,886.3	351	3,902.6	883	268.5	1,644	7,057.4
3 中国	955	2,843.0	230	1,130.5	512	758.6	1,697	4,732.1
4 香港	379	2,170.5	175	2,064.6	93	112.4	647	4,347.5
5 日本	270	1,776.3	174	800.7	227	925.1	671	3,502.1
6 台湾	187	1,121.8	116	713.9	287	248.9	590	2,084.6
7 ケイマン諸島	4	34.5	4	1,002.3	19	194.7	27	1,231.5
8 サモア	45	460.8	34	339.0	22	55.8	101	855.6
9 トルコ	7	731.3	2	31.6	8	0.6	17	763.5
10 英領バージン諸島	17	219.3	29	217.5	16	149.5	62	586.3
その他	639	1,227.3	242	1,063.1	1,092	568.0	1,973	2,858.4
合計	3,375	19,731.1	1,539	13,957.0	3,502	4,538.1	8,416	38,226.2

【I - 9】直接投資動向③～世界からの投資（2024年の産業別の詳細）①

- 2024年の産業別FDIにおいて、「加工・製造業」は新規投資額および追加投資額が最多。韓国LGエレクトロニクスによる有機ELディスプレー製造の拡張投資（北部ハイフォン市、10億米ドル）などの電気・電子機器分野の案件が製造業の投資をけん引
- 新規投資件数および出資・株式取得件数については、「卸売・小売」が最多となっており、内需狙いの企業の進出が増えている状況

産業別 FDI認可状況（2024年）

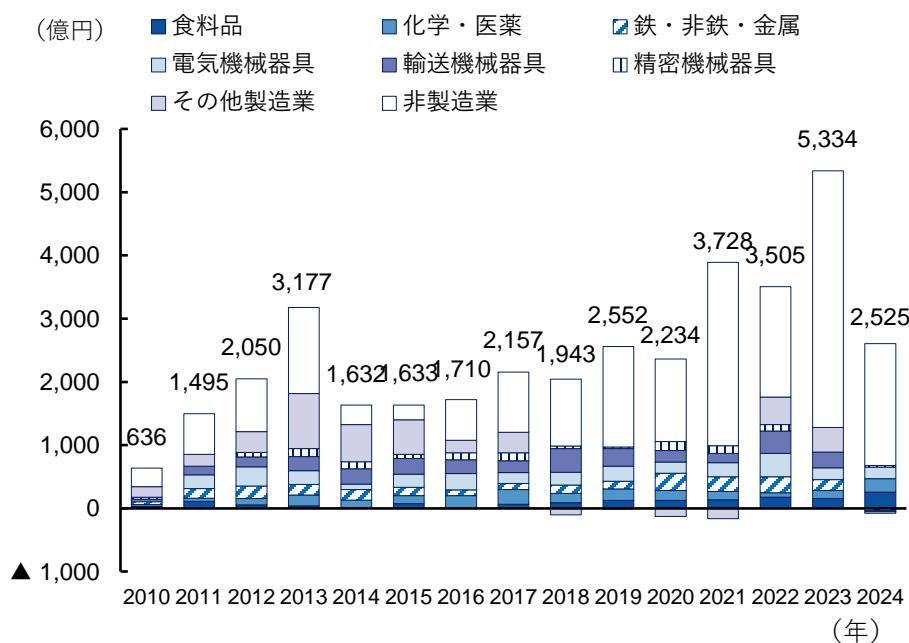
（単位：百万米ドル）

産業	新規投資		追加投資		出資・株式取得		合計	
	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額
1 加工・製造	1,169	13,436.8	982	11,244.8	555	896.6	2,706	25,578.2
2 不動産	81	3,716.6	54	1,374.9	83	1,218.0	218	6,309.5
3 電気・ガス・水道	4	1,023.7	5	258.0	13	139.8	22	1,421.5
4 卸売・小売	1,172	833.1	190	219.7	1,432	354.7	2,794	1,407.5
5 テクニカル・プロフェッショナルサービス	364	121.8	94	378.9	565	768.1	1,023	1,268.8
6 建築	52	43.4	39	56.8	75	542.6	166	642.8
7 運輸・倉庫	115	341.2	33	92.6	142	54.0	290	487.8
8 その他サービス	235	38.0	69	115.4	242	128.3	546	281.7
9 情報通信	9	4.8	3	163.0	14	1.7	26	169.5
10 金融	69	43.1	27	17.5	79	99.8	175	160.4
その他	105	128.7	43	35.5	302	334.4	450	498.6
合計	3,375	19,731.1	1,539	13,957.0	3,502	4,528.1	8,416	38,226.2

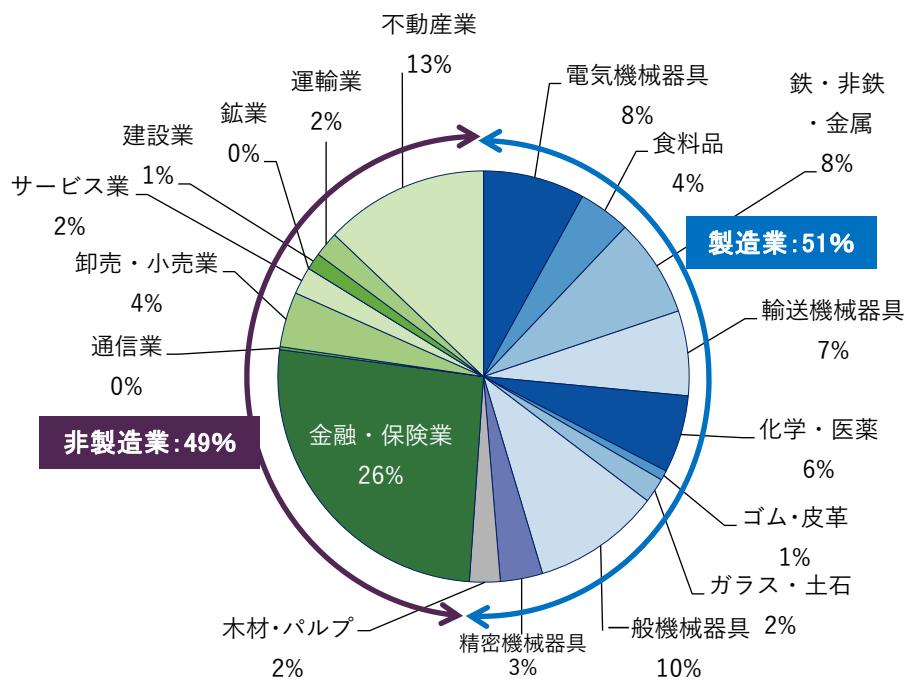
【I - 9】直接投資動向④～日本からの投資

- 豊富かつ低廉な労働力や地理的優位性等を背景に、日本企業の有望な製造拠点の一つとして長らく注目されてきたこともあり、日本からの投資は安定的に流入
- 近年の日系の大型投資認可案件は、丸紅による南部カントー市のオモン2火力発電所案件（約13億米ドル、2021年）や、レンゴーによる北部ビンフック省の段ボール原紙製造案件（約6億米ドル、2021年）、イオンモールによるフエのショッピングモール拡張案件（1.7億米ドル、2022年）、キューデン・インターナショナルおよび東京ガスによるタイビン省LNG火力発電所案件への投資（19.9億米ドル、2023年）が挙げられる

日本からベトナムへの直接投資フローの推移



日本からベトナムへの対外投資残高（2023年）



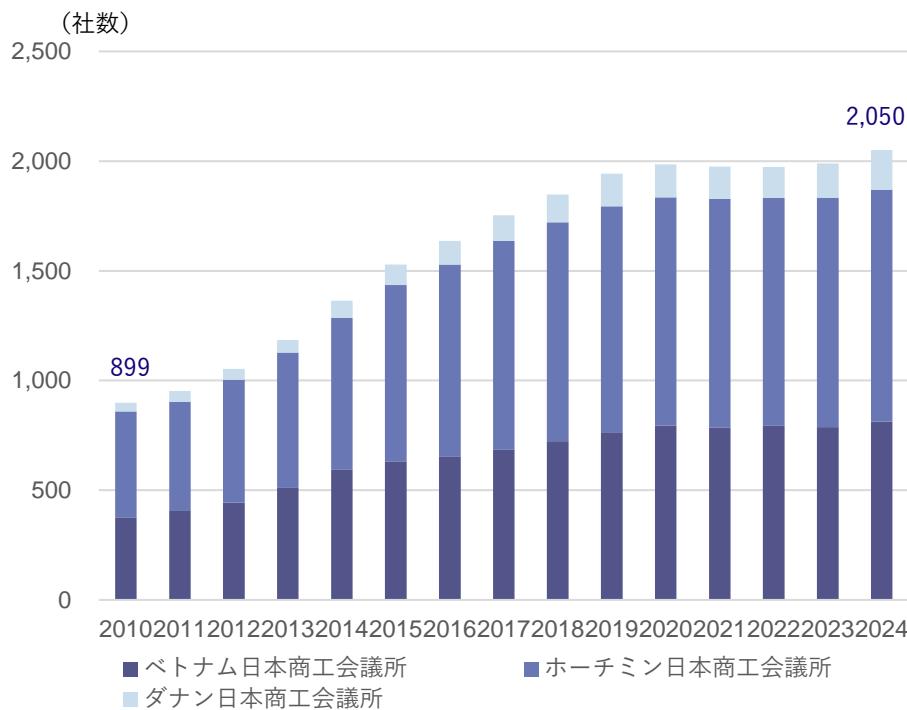
（出所）日本銀行「国際収支統計」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

（出所）日本銀行「国際収支統計」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

【I - 9】直接投資動向⑤～日系企業進出動向

- 日系商工会議所に登録している企業数は、2024年時点で約2,050社となっており、うち商都・ホーチミンを中心とした南部への進出が半数以上を占めている。最近は南部の工業団地の土地代高騰により、製造業の新規進出は相対的に安価である北部を選択する傾向
- 従来は輸出加工型企業の進出が中心であったが、近年は食品や消費財等の製造業のほか、小売業や不動産業等、内需を狙う企業の進出が顕著になっている

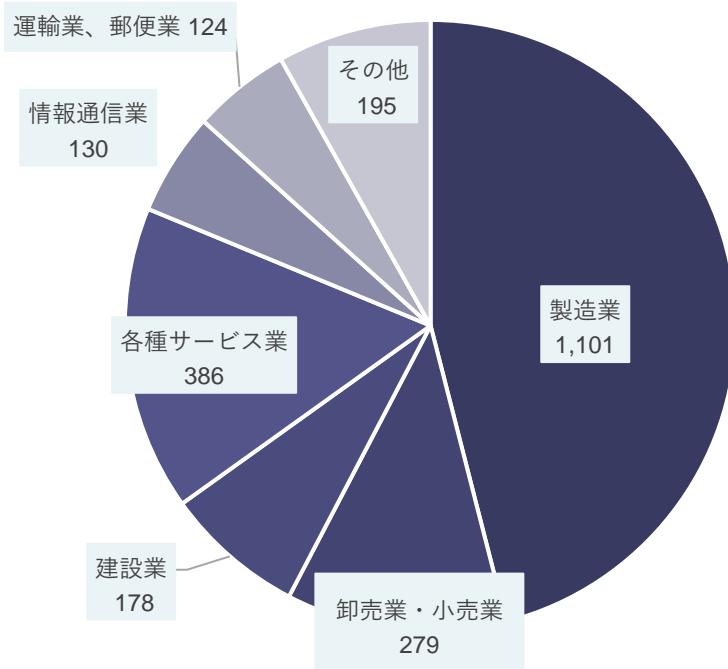
日系企業商工会議所の会員数の推移



(*)2024年6月末時点

(出所) ベトナム日本商工会議所ウェブサイトより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

業種別日系企業数(2021年10月時点)

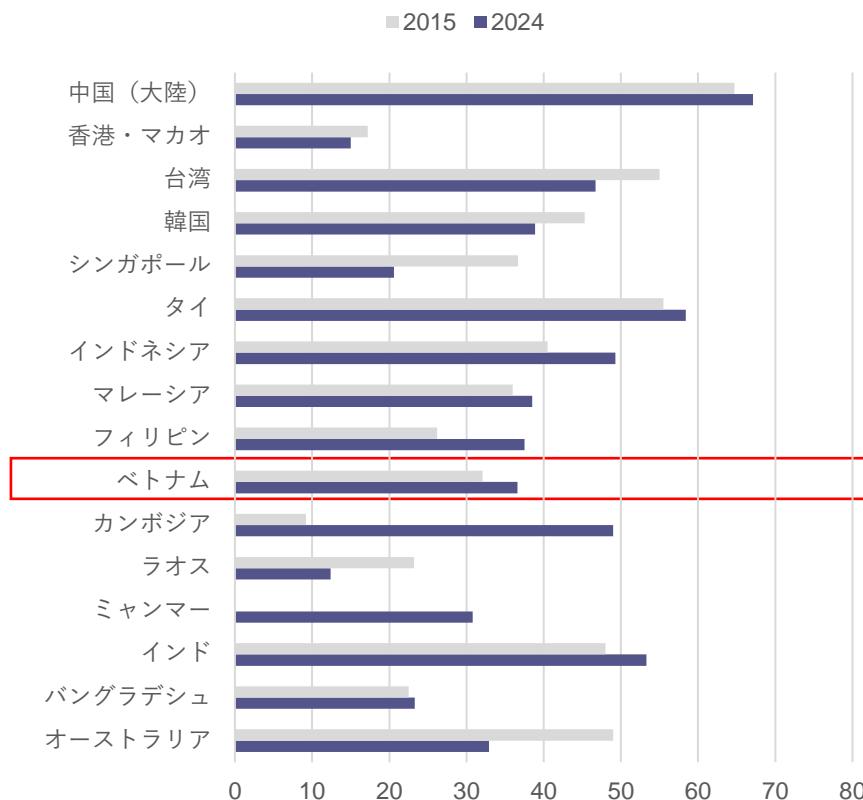


(出所) 外務省資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I - 10】サプライチェーンの動向（現地での原材料・部品の調達について）

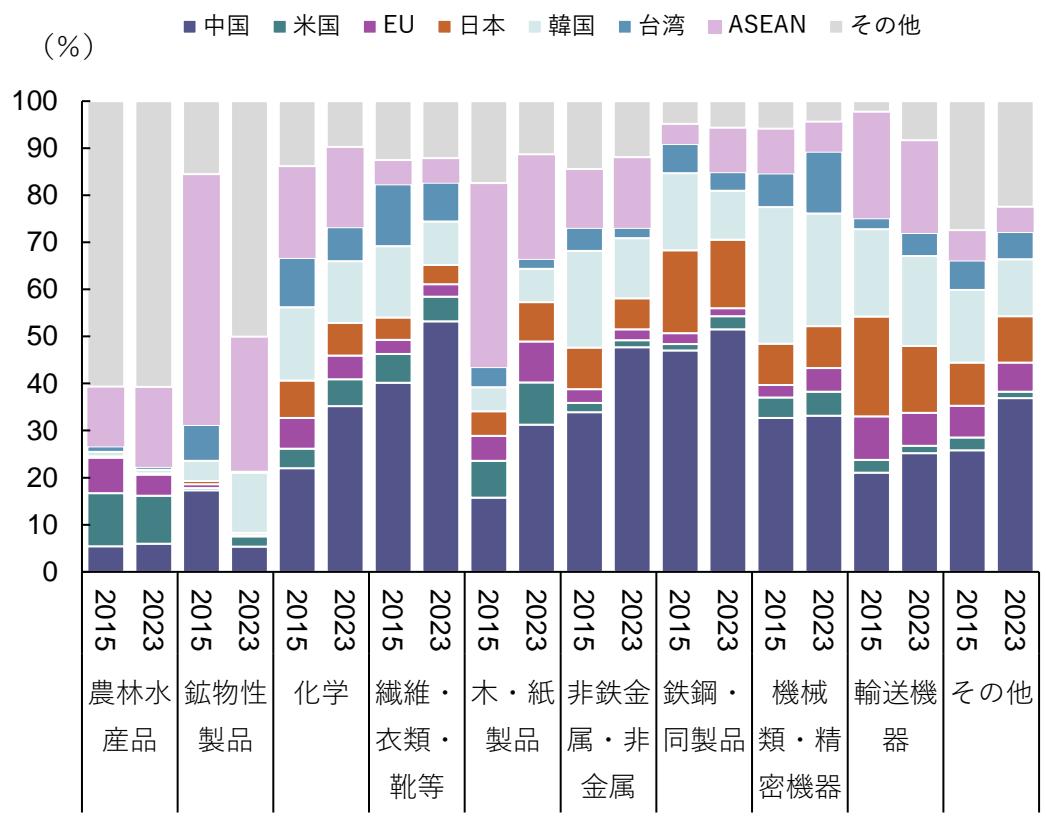
- JETROが実施している海外進出日系企業実態調査によれば、ベトナムの原材料・部品の現調比率は近年改善傾向にあるものの、タイ・インドネシア等に比しては引き続き低い水準にある
- 部素材の調達先（輸入元国）について、一部の品目については、日本からの輸入が減り、中国や韓国の割合が増加している傾向。中国への依存度が上昇している分野は、化学、繊維、非鉄金属、輸送機器など多岐にわたる

日系進出企業（製造業）の原材料・部品の現調比率



（出所）JETRO 海外進出日系企業実態調査より、
みずほ銀行国際戦略情報部作成

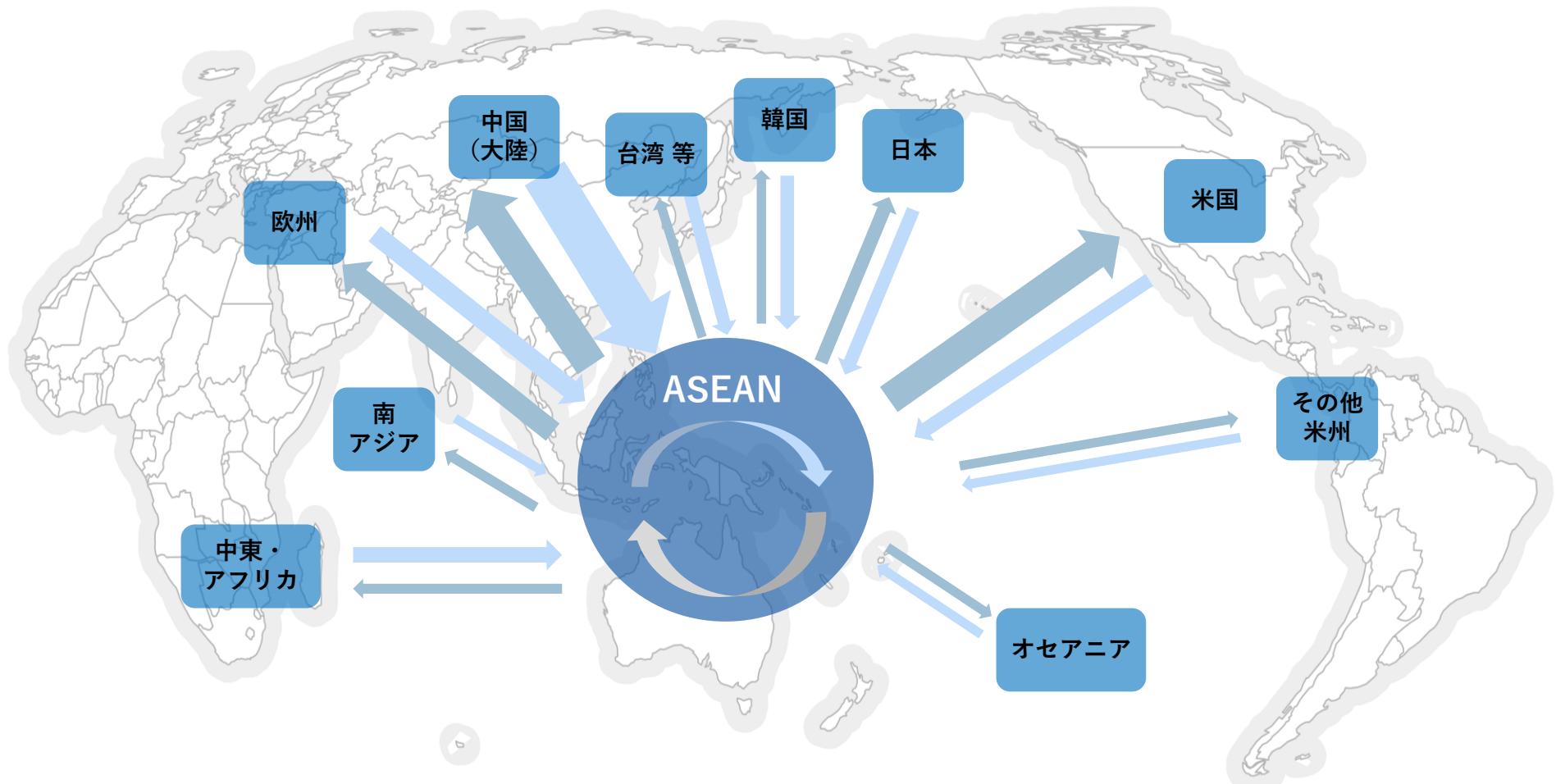
ベトナムの部素材の調達先（輸入の国・地域別割合）



（注）部素材の定義はRIETI-TIDに従う。また、「台湾」は「その他アジア」を集計しており、UN Comtradeデータセット上他の国・地域に分類されない国・地域を含む
（出所）UN Comtradeより、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

【I - 10】世界とASEANの貿易フロー図①

- ASEANは高い経済成長率を背景に貿易を拡大しており、中国（大陸）、米国、欧州、日本が域外の主要な貿易相手となっている。欧米に対しては輸出超であるが、東アジアからは輸入が上回る傾向
- 2010年に発効したASEAN物品貿易協定（ATIGA）や、2022年に発効したRCEP協定なども追い風に、域内外の各國との経済的な結びつきを深めつつあり、アジア・太平洋地域におけるサプライチェーンのハブとしても存在感



(注) ASEANの2023年貿易額を基に作成。矢印の太さは輸出入額の規模を示す。地域分類は国連に従う。

「台湾等」は、UN Comtradeの「その他アジア」を表示

(出所) UN Comtradeより、みずほリサーチ＆テクノロジーズ、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I - 10】世界とASEANの貿易フロー図②

ASEAN各国・地域からの輸入額内訳（2023年）

単位:十億円

	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	ベトナム	ブルネイ	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ASEAN域内
日本	3,476	2,938	2,656	1,473	2,734	3,295	221	170	166	14	17,143
韓国	858	1,456	1,732	492	2,918	3,314	43	57	40	2	10,911
中国（大陸）	4,830	9,177	5,956	1,505	9,269	8,561	265	484	214	326	40,589
香港	1,568	375	2,784	1,240	7,125	1,357	6	15	23	10	14,503
台湾	680	947	1,342	372	2,905	666	27	6	18	1	6,963
南アジア	1,795	3,886	2,136	175	2,921	1,413	25	135	45	12	12,543
米国	6,851	3,291	5,011	1,615	6,349	13,719	14	83	1,271	14	38,219
中東・アフリカ	2,639	2,343	2,483	136	2,807	1,683	5	40	35	3	12,174
欧州	4,435	3,103	4,037	1,338	6,063	7,360	4	448	636	53	27,478
その他米州	1,644	1,018	1,100	279	1,870	2,344	54	19	166	2	8,496
オセアニア	1,986	587	1,917	99	3,639	836	351	4	55	49	9,525
ASEAN域内	9,483	7,453	13,025	1,583	18,581	4,537	568	613	392	301	56,536

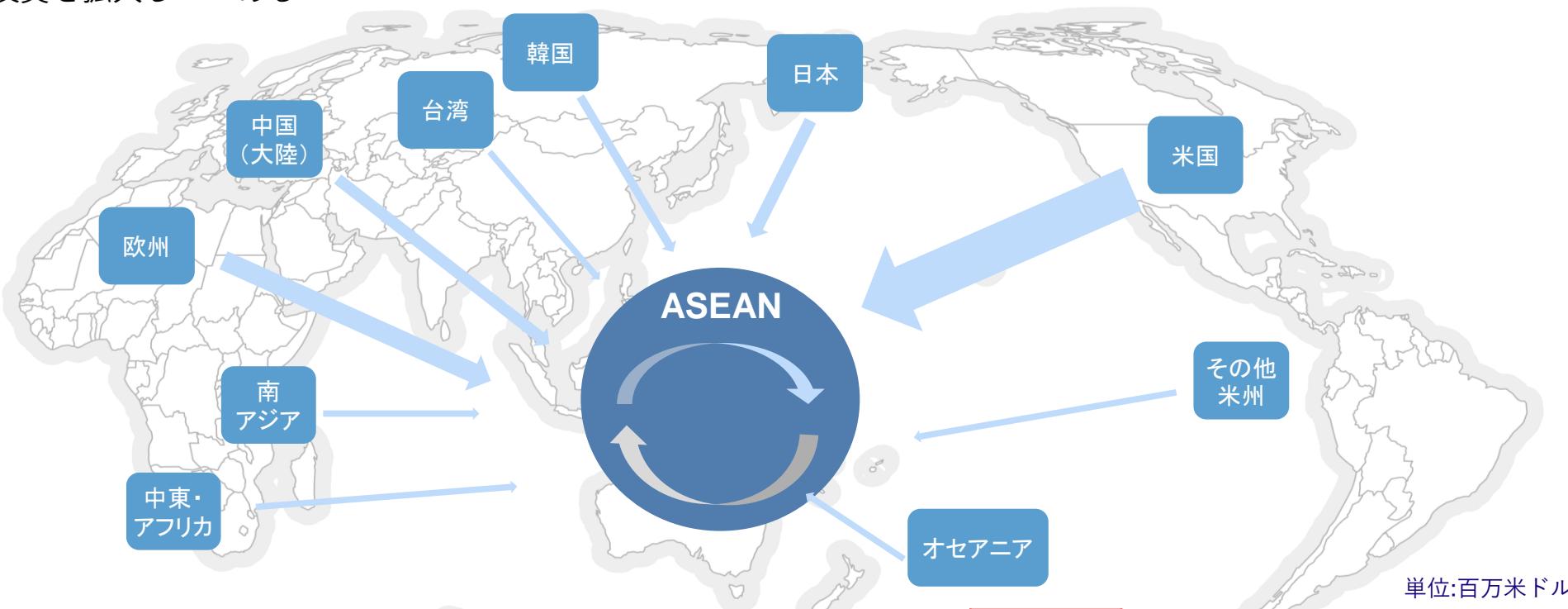
ASEAN各国・地域への輸出額内訳（2023年）

単位:十億円

	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	ベトナム	ブルネイ	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ASEAN域内
日本	4,409	2,334	2,199	1,543	2,995	3,055	13	28	88	21	16,685
韓国	1,225	1,488	1,710	1,255	3,627	7,404	9	78	66	10	16,871
中国（大陸）	10,010	8,887	8,015	4,372	8,309	15,639	111	720	1,523	298	57,883
香港	369	357	472	297	312	228	2	0	46	2	2,088
台湾	2,346	558	2,597	697	6,872	2,603	2	12	93	2	15,783
南アジア	924	1,013	1,054	334	1,059	897	11	72	35	5	5,402
米国	2,748	1,602	2,760	1,288	7,358	1,954	39	25	36	29	17,839
中東・アフリカ	4,807	2,970	3,289	931	4,785	2,155	292	42	21	1	19,292
欧州	4,066	2,694	3,801	1,391	9,146	2,672	92	66	165	33	24,124
その他米州	1,236	1,326	1,076	521	1,603	1,315	10	27	45	6	7,165
オセアニア	1,188	1,493	1,233	673	1,107	1,306	81	24	22	12	7,138
ASEAN域内	7,446	6,637	9,322	5,601	12,530	5,779	395	1,231	1,309	482	50,732

【I - 10】世界からASEANへの直接投資フロー図

- ASEANへの対内直接投資額は米国・欧州・日本が三極となっており、近年は中国（大陸）、香港、台湾、韓国等も投資を拡大しつつある



単位:百万米ドル

	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ASEAN 計
日本	2,145	2,212	1,201	849	5,874	6,753	297	301	19,632
韓国	-248	1,724	610	21	5,153	5,131	776	403	13,571
中国（大陸）	1,894	1,679	889	16	7,152	4,588	602	1,991	18,812
中東・アフリカ	91	1,025	-237	-2	17	374	3	2	1,272
南アジア	58	27	-25	-0	5,016	168	473	1	5,718
欧州	2,068	2,898	-2,501	67	26,746	2,252	1	110	31,642
台湾	921	-5	563	37	5,235	2,958	9	28	9,747
米国	417	1,151	-300	113	73,228	647	14	50	75,319
その他米州	-504	165	-295	13	2,762	1,081	-41	411	3,593
オセアニア	138	578	-665	7	1,565	1,232	5	14	2,876
ASEAN域内	977	6,259	4,965	225	4,590	9,156	408	397	26,976

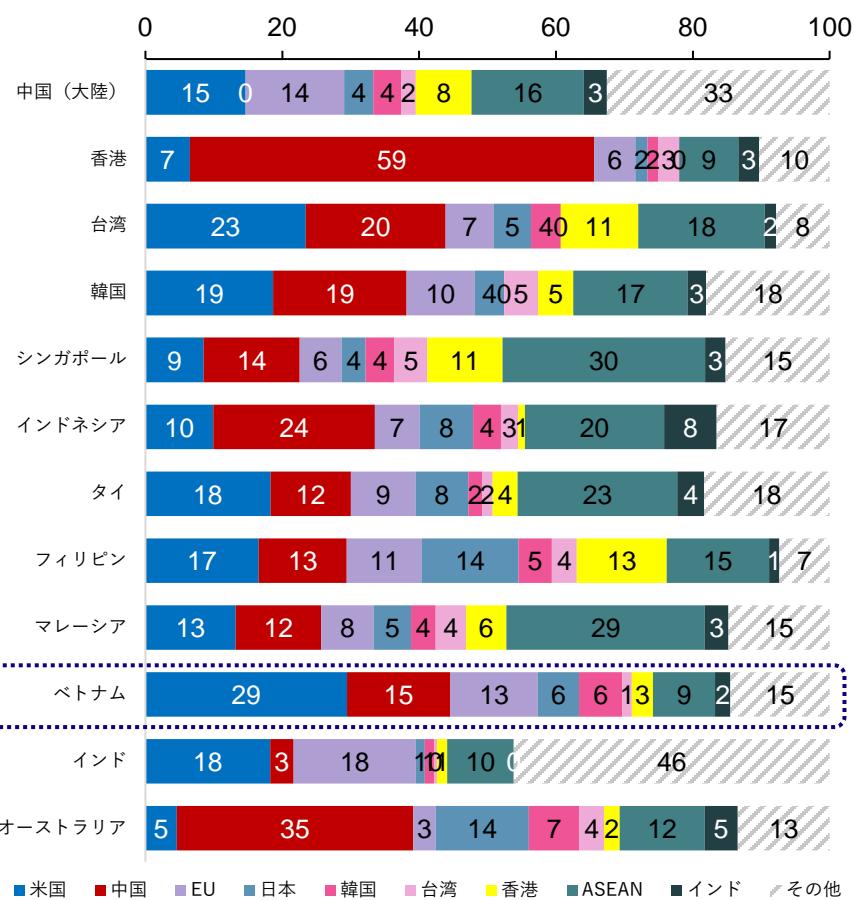
(注) ASEAN（ブルネイ、ラオスを除く8カ国）の2023年対内直接投資（FDI）流入額を基に作成。矢印の太さは流入額の大きさを示す。

ベトナムの域外からのFDI流入額はベトナム計画投資省の登録額ベース、ベトナムを除く7カ国は資金移動ベース

(出所) ASEANStats、ベトナム計画投資省より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- ベトナムは対米黒字が大きい国の一であり、米・トランプ政権からは貿易赤字是正を強く求められている
- 米国は重要な貿易相手国であることから、対米交渉は注力していく一方、FTAを締結済のEUや中東諸国との経済関係も強化していくことで貿易関係の多角化を図る

主要国・地域の輸出先構成(2024年/%)



米国・中国等との貿易・投資関係

各国との貿易・投資関係	
米国関係	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムは輸出先に占める対米依存度が極めて高く、東南アジアの中において米・トランプ大統領による関税政策の影響を最も受けやすい国との指摘もある 米国からみると世界第3位の貿易赤字国であり、中国からの迂回貿易の経由地になっている点も含めて是正要望を受けている状況
中国関係	<ul style="list-style-type: none"> 中国はベトナムにとって第2位の輸出相手国であり、最大の輸入相手国である 中国からの輸入においては、米国向けに輸出される電子・電機製品用の部品・素材などが高い割合を占める。そのため、今後、ベトナムの米国との貿易関係が縮小した場合、中国との貿易（特に輸入）も縮小する可能性がある 一方で、米国関税政策により輸出先を失った中国産品が今後ベトナムに安価で流入する可能性もあり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムは日本・中国・韓国などアジアの主要国のみならず、EUとの間でFTAがあるほか、カナダ、チリ等といった北中米の国ともCPTPP協定が発行済であり、充実したEPA/FTA網を有する 米国との貿易依存解消のため、アジアの主要国に加え、欧州や（米国以外の）北中米、中東諸国との関係強化を目指すものと見られる

【I - 11】各種マクロデータ① 政策金利と融資残高の推移

- ベトナムの政策金利は2023年に引き下げられ以降は2025年6月現在まで4.5%で据え置かれている
- 2024年の消費者物価指数(CPI)の上昇率について、ベトナムの政府目標は4.0-4.5%のうちに収まった形ではあるが、米国の利下げペースの鈍化もあり当面政策金利は据え置かれるとの見通しも
- ベトナムは各銀行に対して与信上限を設定することなどを通じて、総与信残高を計画的に調整。2024年も政府目標の与信残高増加幅15%を達成した

APAC主要国・地域の政策金利の推移 (%)

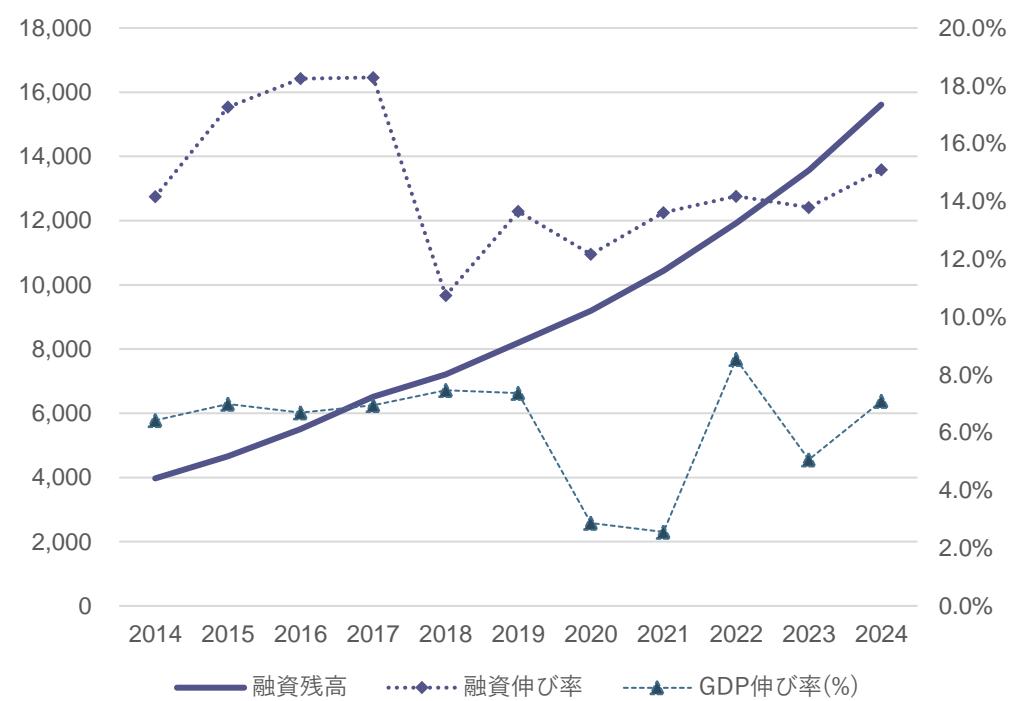
国名	2020	2021	2022	2023	2024
中国（大陸）	2.20	2.20	2.00	1.80	1.50
香港	0.50	0.50	4.75	5.75	4.75
台湾	1.13	1.13	1.75	1.88	2.00
韓国	0.50	1.00	3.25	3.50	3.00
タイ	0.50	0.50	1.25	2.50	2.25
インドネシア	3.75	3.50	5.50	6.00	6.00
フィリピン	2.00	2.00	5.50	6.50	5.75
マレーシア	1.75	1.75	2.75	3.00	3.00
ベトナム	4.00	4.00	6.00	4.50	4.50
ラオス	3.00	3.00	6.50	7.50	10.50
ミャンマー	7.00	7.00	7.00	7.00	9.00
インド	4.00	4.00	6.25	6.50	6.50
バングラデシュ	4.75	4.75	5.75	7.75	10.00
豪州	0.10	0.10	3.10	4.35	4.35

(出所) 各国中央銀行より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

MIZUHO みずほ銀行

ベトナムの銀行融資残高の推移

単位：十億VND



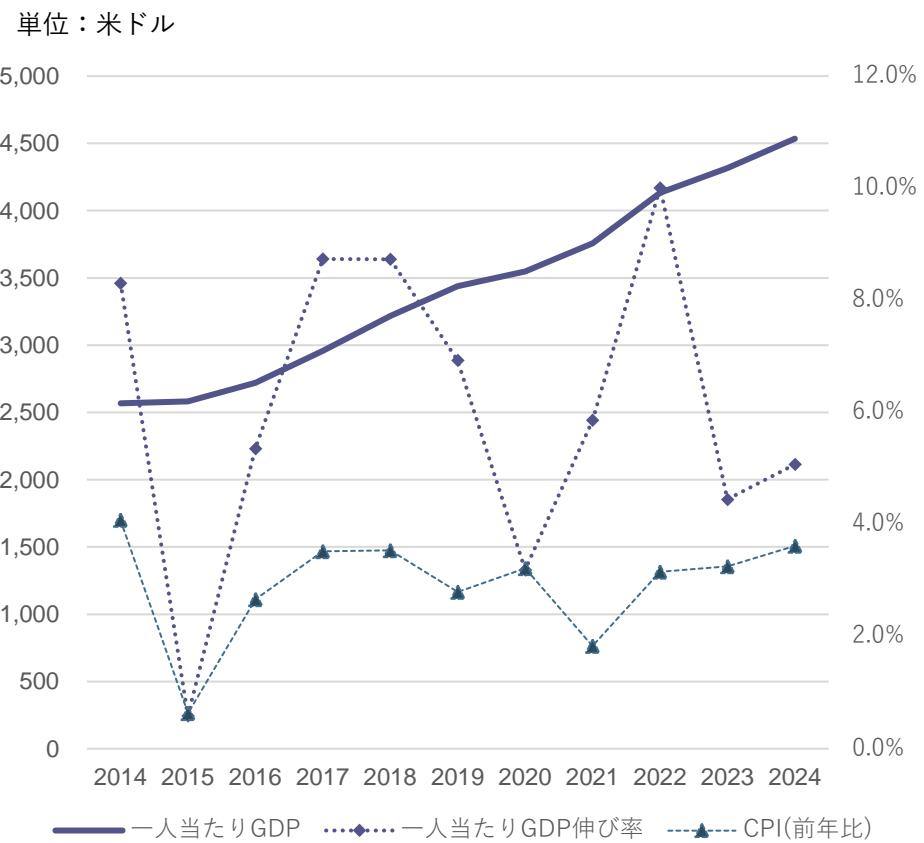
(出所) ベトナム国家銀行、IMFより、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

(注) GDP伸び率については実質GDPの変化率を記載

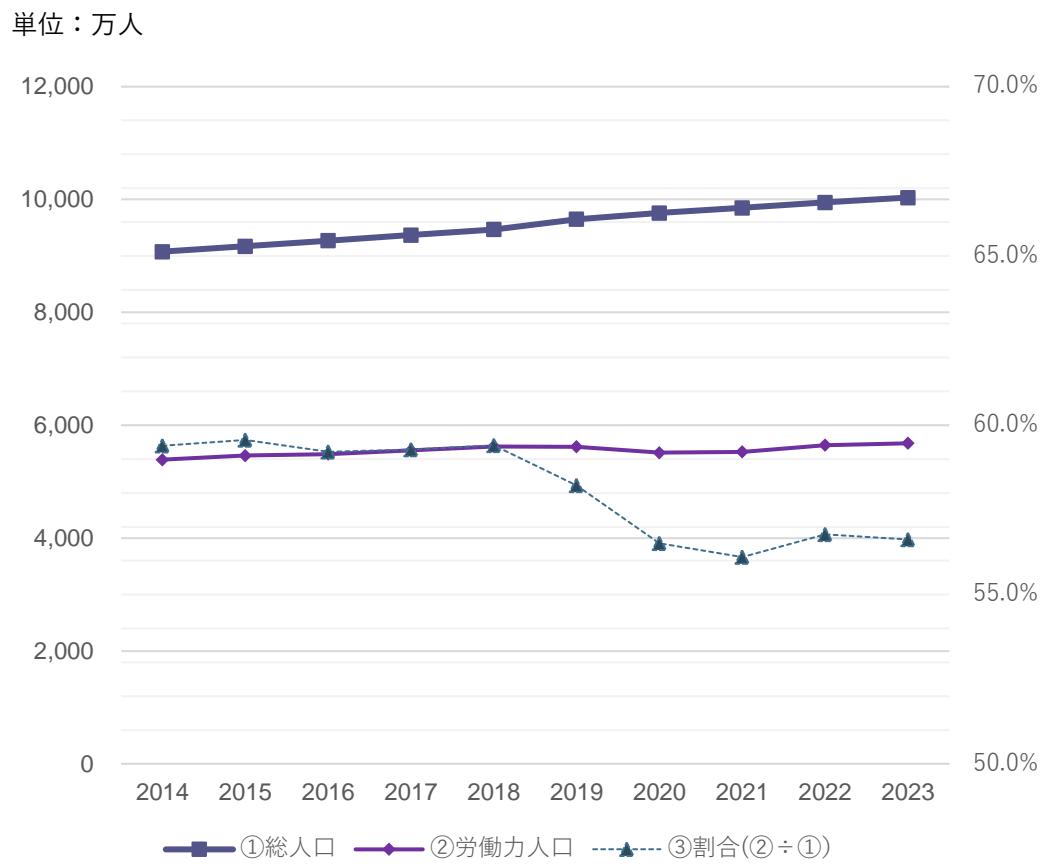
【I - 11】各種マクロデータ② 所得・CPIおよび労働力人口の推移

- ベトナムの一人当たりGDPは堅調に伸びており、物価の伸び率も他のASEAN諸国に比してコントロールされている
- 総人口・労働力人口も増えており、いわゆる人口ボーナス期であるが、労働力人口比率は減少傾向にある。政府は急速な少子化を防ぐため、伝統的に行ってきた「ふたりっ子政策」について、2025年の廃止を決定

ベトナムの一人当たりGDPおよびCPI



総人口と労働力人口の推移

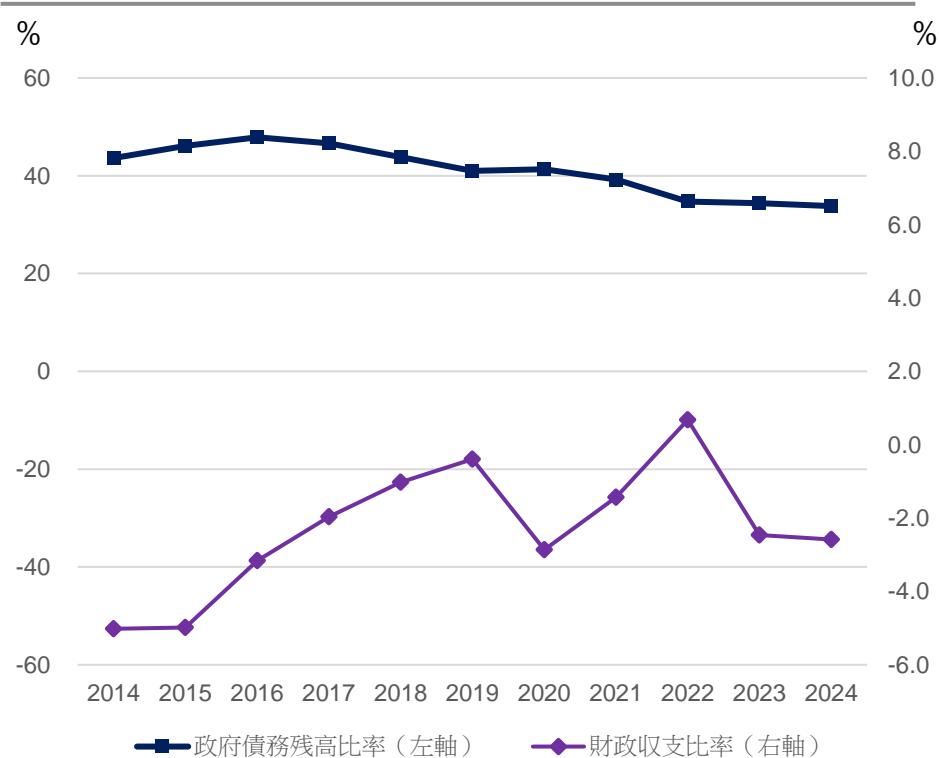


(注)一人当たりGDPは左軸、一人当たりGDP伸び率およびCPI（前年比）は右軸

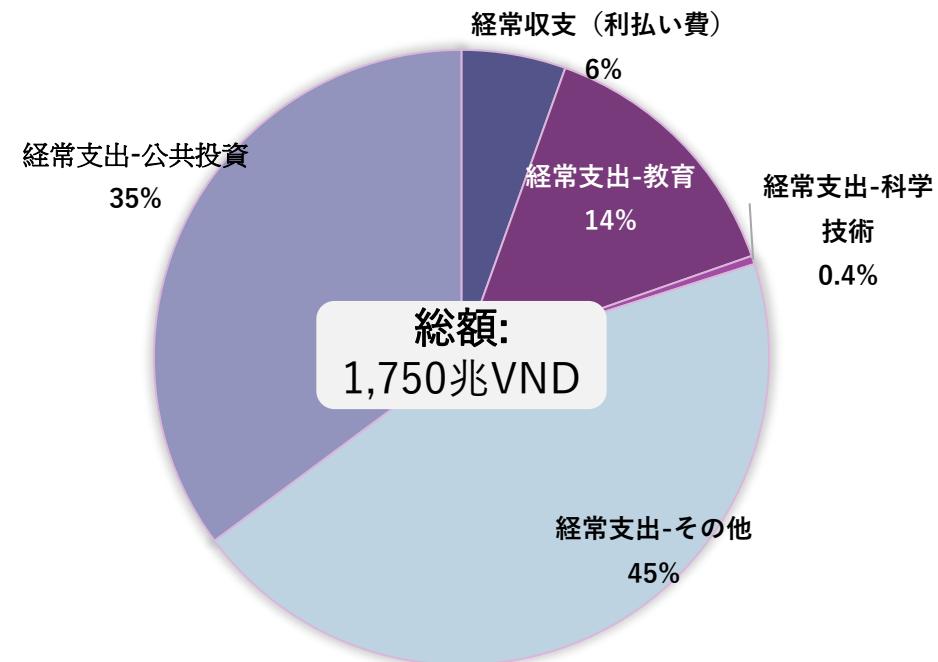
【I - 11】各種マクロデータ③ 政府の財政状況（政府債務・財政収支）

- ベトナム政府は公的債務残高をGDP比6割に抑えるという目標を設定、現時点では4割を下回っている。コロナ禍による景気停滞から脱却をめざす景気回復プログラムにより付加価値税減税などを行った結果、2024年はGDP比3%程度の財政赤字となった
- 政府支出の内訳では、公共投資が最も多く全体の35%を占める。次いで、教育、利払い費、科学技術となっている

政府債務残高/財政収支の対GDP比割合



政府支出の内訳(2022年)



- ASEAN周辺国と比較すると労働コストの面で魅力的だが、近年は賃金の上昇や外資系企業の進出増加に伴い、低廉な賃金での大量のワーカーの採用は難しくなりつつある
- トー・ラム書記長を中心として、中央省庁の再編、地方行政の再編が進められており、今後行政手続が大幅に簡素化・迅速化されることが期待される
- インフラ面は近年改善がみられるが、財政難などを理由により停滞しているプロジェクトもある。2025年4月には、第8次国家電力開発基本計画（PDP8）の改訂版が承認され、拡大する電力需要を支える電源開発の加速を図る方針

投資における魅力

国内市場の成長性

一人当たりGDPの成長

安定した社会・政治

中国華南に隣接する
ASEANの戦略的立地

投資受け入れ法制度の改善

勤勉な国民性・優秀な人材

投資における留意点（課題）

管理職クラスの人材が不足

電力供給等のインフラ未整備

インフラ整備財源の確保

裾野産業・地場産業の脆弱さ

不透明なコスト等の不公正な取引
行政手続きの煩雑さ

労働コスト・土地代の上昇



I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV.各種規制・恩典・参考情報

V.その他

【Ⅱ－1】労働関連情報①～ビザ・労働許可書

- 日本国籍の場合、入国日を起算日として45日間の滞在については、ビザ免除で滞在が可能
- ベトナムで働くすべての外国人は、免除対象者を除き、労働許可書の取得が義務づけられている

ビザ

ビザ免除要件（45日間滞在）		
<ul style="list-style-type: none"> ・入国日におけるパスポートの有効期限が6ヵ月以上 ・往復航空券または第三国への航空券を所有 ・ベトナム入国禁止対象者リストに属していない 		
日本人駐在員が取得する主なビザ（45日間超滞在）		
査証コード	発給対象者	有効期間
DN1	ベトナムで法人格を有する企業やその他組織で就労する外国人	1年
DN2	サービスの提供、商業拠点の設立等のベトナムが加盟する国際条約に基づく活動をする外国人	1年
NN2	外国企業の駐在員事務所、支店の代表者、外国の経済組織、文化組織、その他の専門組織の代表者	1年
DT1	ベトナムにおける出資額が1000億ドン以上、または政府が定める優遇業種や優遇地域に投資する外国人投資家および外国投資組織の代表者	5年
DT2	ベトナムにおける出資額が500億ドンから1000億ドン未満、または政府が定める推奨業種に投資する外国人投資家および外国投資組織の代表者	5年
LD1	国際条約に異なる規定がある場合を除き、労働許可証の免除対象証明書を保有し、就労する外国人	2年
LD2	労働許可書を保有して就労する外国人	2年

労働許可証

種類	
種類	主な対象者（いずれかの条件に合う者）
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・企業法の規定に基づき企業を管理する者 ・機関・組織の長あるいはその副長
業務執行者	<ul style="list-style-type: none"> ・支店、駐在員事務所、または事業所の長 ・機関・組織、企業の少なくとも1つの分野を直接管理し、それらの長の直接の指示・管理に服する者
専門家	<ul style="list-style-type: none"> ・大学以上（あるいは相当）の学位を取得しており、ベトナムで勤務する予定の業務上の地位に適合する3年以上の勤務経験を有する者 ・ベトナムで勤務する予定の業務上の地位に適合する技能証明書を取得しており、当該分野で5年以上の勤務経験を有する者
技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間以上の教育を受け、かつ、ベトナムで勤務する予定の業務上の地位に適合する3年以上勤務経験を有する者 ・ベトナムで勤務する予定の業務上の地位に適合する5年以上の勤務経験を有する者
免除対象者（一例）	
<ul style="list-style-type: none"> ・出資額が30億ドン以上の有限責任会社の所有者または出資社員 ・出資額が30億ドン以上の株式会社の取締役会会長または取締役 ・販売活動のために、ベトナムに3ヵ月未満滞在する者 ・WTOとベトナムとの間で合意されたサービスに係る特定コミットメント11業種における企業内人事異動による場合で、当該企業により連続12ヵ月以上前に採用され、ベトナム現地拠点に勤務する、ベトナム現地拠点を設立した外国企業の管理者、業務執行者、専門家、技術者である外国人労働者 <p><11業種></p> <p>経営サービス、通信サービス、建設サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、ファイナンスサービス、医療サービス、観光サービス、文化エンターテイメント、運輸サービス</p>	

【Ⅱ－1】労働関連情報②～現地人の雇用

■ 2021年1月1日より、改正労働法45/2019/QH14が施行されており、日本語でも確認が可能

雇用形態	労働契約の種類（第20条）	<ul style="list-style-type: none"> 無期労働契約 有期労働契約（契約の効力発生時点から36ヶ月を超えない期間） → 有期労働契約については、1回の有期労働契約の更新が可能であるが、それ以降は、無期限労働契約とする必要あり 	
試用期間	試用期間（第25条）	<ul style="list-style-type: none"> 一つの業務に対して1回のみ試用期間の設定が可能 	
		業務	使用期間
		企業の管理者の業務	180日を超えない
		短期大学以上の専門、技術水準を必要とする職位の業務	60日を超えない
		中級の専門、技術水準を必要とする職位の業務、技術工員、事務職員	30日を超えない
		その他の業務	6日を超えない
	試用の賃金（第26条）	<ul style="list-style-type: none"> その業務の賃金の少なくとも85% 	
労働時間	通常の労働時間（第105条）	<ul style="list-style-type: none"> 1日に8時間および1週間で48時間を超えない 	
	時間外労働（第107条）	<ul style="list-style-type: none"> 1年当たり200時間を超えない 第107条3項に該当する場合は、1年間に300時間を超えない (一例) 繊維、縫製、皮革、靴、電気、電子、農産物加工、林業、塩業、水産の製品の生産、輸出加工 	
賃金	時間外労働、深夜労働の賃金（第98条）	時間外労働	賃金
		通常日	少なくとも150%
		週休日	少なくとも200%
		祝日、旧正月、有給休暇	少なくとも300%
		深夜労働	通常の賃金の少なくとも30%の割増

【Ⅱ－1】労働関連情報③～労働コスト

国・地域名	日本	中国（大陸）		香港	台湾	韓国	シンガポール	マレーシア	タイ
都市名	東京	上海	深セン	香港	台北	ソウル	シンガポール	ケアラルンプール	バンコク
製造業	作業員賃金(一般工職)	2,024	832	415	2,138	1,212	2,426	2,195	490
	エンジニア賃金	2,636	1,434	519	3,536	1,586	2,745	3,108	917
	マネージャー賃金	4,221	2,217	1,036	4,889	2,264	3,678	4,909	1,773
非製造業	スタッフ賃金(一般職)	2,050	1,291	1,024	2,639	1,490	2,181	3,094	1,023
	マネージャー賃金	3,838	2,625	1,987	4,556	2,479	3,533	5,585	2,179
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	2,784	—	1,450	1,702	1,068	2,933	1,638	754
店舗スタッフ賃金(飲食)		2,286	—	721	2,005	996	1,887	1,404	530
法定最低賃金		7.95/時	375/月	329/月	5.1/時	828/月 (または5.52/時)	1,564/月	—	408/月
賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)		4.63ヵ月分	2.24ヵ月分	1.54ヵ月分	1.90ヵ月分	3.34ヵ月分	2.55ヵ月分	2.32ヵ月分	2.08ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)		13.202%～25.252%	32.66～36.02%	19.74～33.49%	①5% 月収30,000HKD未満 ②1,500HKD 月収30,000HKD以上	13.96%	10.7%～30.1%	17%	14.45～14.95%
名目賃金上昇率		2.5% (2024年)	6.9% (2022年)	5.9% (2022年)	3.0% (2023年)	1.57% (2023年1～7月)	5.07% (2022年)	5.2% (2023年)	5.88%(管理職) 5.56%(非管理職) (2023年)
国・地域名	インドネシア	フィリピン	ベトナム	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド		
都市名	ジャカルタ	マニラ	ハノイ	ホーチミン	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ
製造業	作業員賃金(一般工職)	475	314	278	329	115	243	148	448
	エンジニア賃金	600	478	520	619	203	453	351	673
	マネージャー賃金	1,295	1,042	1,121	1,215	672	1,049	713	1,359
非製造業	スタッフ賃金(一般職)	545	567	797	759	336	656	508	735
	マネージャー賃金	1,289	1,472	1,688	1,537	751	1,398	1,381	1,850
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	296～395	324	—	249～322	128	250～350	86～119	178～262
店舗スタッフ賃金(飲食)		296～460	324	—	237～249	91	250～500	86～110(食・寮支給) 119～143(通勤可能)	178～297
法定最低賃金		333/月	10.66～11.31/日	206/月 (または0.99/時)	206/月 (または0.99/時)	73.1/月	204/月	2.29/日	215/月(非熟練工) 237/月(準熟練工) 261/月(熟練工)
賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)		2.26ヵ月分	1.84ヵ月分	1.6ヵ月分	1.6ヵ月分	1.01ヵ月分	1.08ヵ月分	1.44ヵ月分	1.08ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)		10.24～11.74%	9.5%	21.5%(公的保険料) 17.5%(外国人労働者)	21.5%(公的保険料) 17.5%(外国人労働者)	6% (月額報酬450万LAK以下) 27万LAK 月額報酬450万LAK超)	7%(60歳以下) 7.5%(60歳超)	13%	13%
名目賃金上昇率		3.38% (2024年)	5.74～6.11% (2024年)	—	—	—	—	8.0% (2023年)	25.0% (2023年)

調査期間：香港、台湾、韓国、中国は2023年9月、東京は2024年8月～10月

その他の国は2024年10月～11月

(出所) JETRO資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

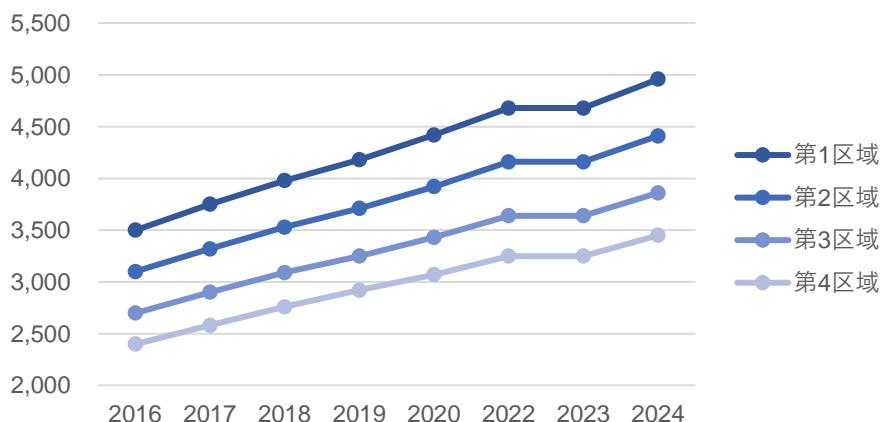
【Ⅱ-1】労働関連情報④～労働コスト

- 従前は原則年1回最低賃金が改定されるのが通例であったが、コロナ禍もあり、前回は2年ぶりの改定で、2024年7月1日より最低賃金が引き上げられた。現在進められている地方行政再編に伴い、郡レベルの行政単位廃止の関係で、地域別最低賃金の適用も変更する見込み
- 実際には、大卒人材や中途採用者については、ポジションに応じた月額給与が支給されている状況

最低賃金水準（2024年7月改定）と推移

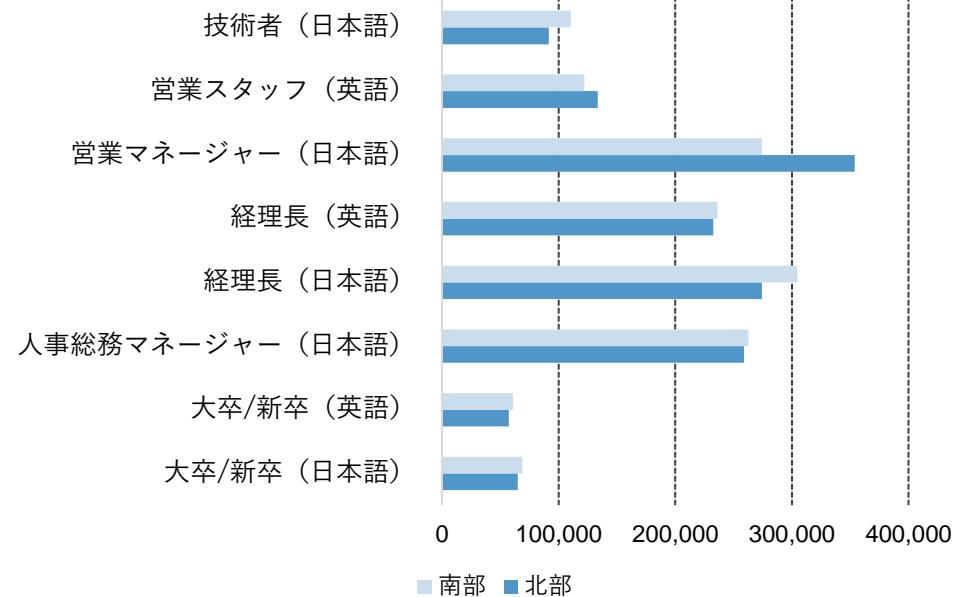
(単位：1,000ベトナムドン)

地域	月給	時給
第1地域 ハノイ市各区、ホーチミン市各区、クアンニン省ハロン市	4,960	23.8
第2地域 ダナン市、バクニン省、ゲアン省、ビンフック省、フンイエン省	4,410	21.2
第3地域 ハナム省、タインホア省ギソン地区、バクザン省	3,860	18.6
第4地域 地域1-3以外	3,450	16.6



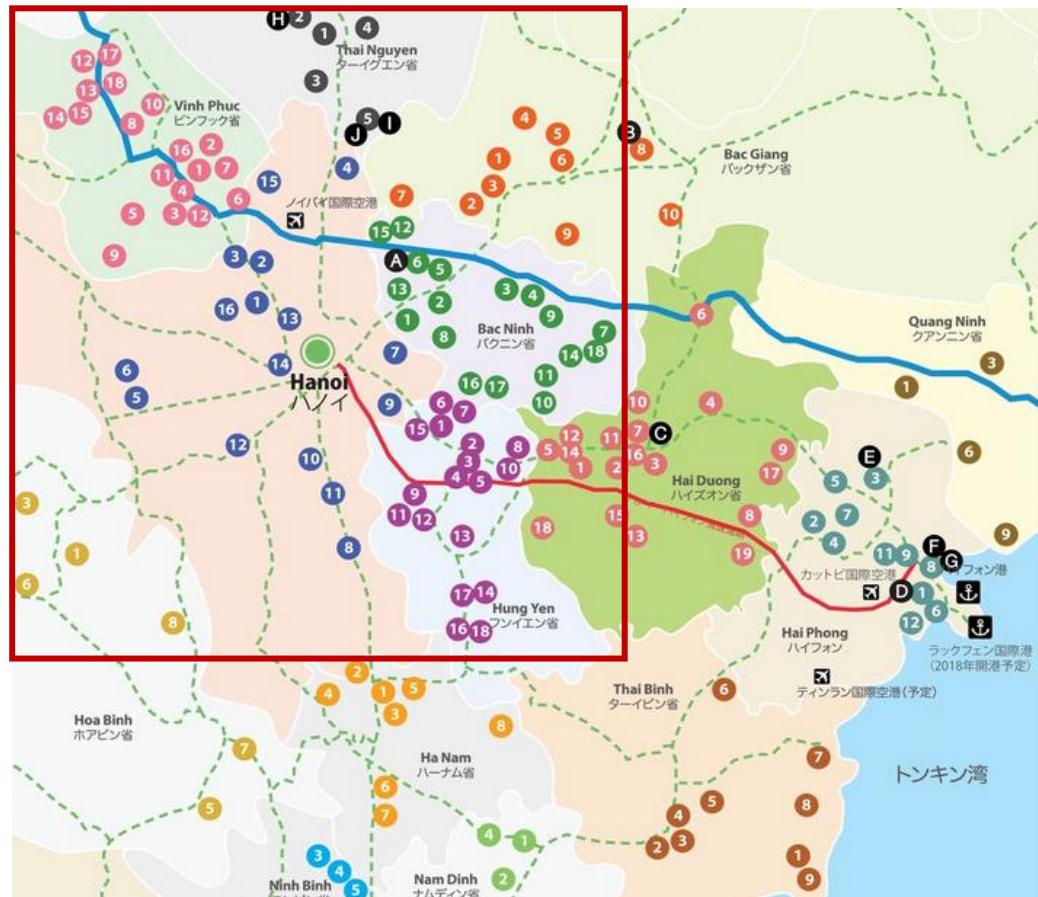
主な職種ごとの参考月額給与（2024年上期）

(単位：日本円)



(為替) VND1,000=JPY6

【II - 2】主要工業団地（北部①）



Vinh Phuc (ビンフック)

- ① タンロン3工業団地
- ② バーティエン2工業団地
- ③ ④ ピンスエン工業団地
- ⑤ カインカア工業団地
- ⑥ キムホア工業団地
- ⑦ パーティエン工業団地
- ⑧ ⑩ タムズン工業団地
- ⑨ トンリック工業団地
- ⑪ ナムビンスエン工業団地
- ⑫ ⑬ ラップチャック工業団地
- ⑭ ⑮ ソンロー工業団地
- ⑯ ソンロー工業団地
- ⑰ ⑱ タイホアリエンソンリエンホアゾーン工業団地

Bac Ninh (バ'クニン)

- ① VSIPバ'クニン
- ② ダイントンホアンソン工業団地
- ③ ケエボー工業団地
- ④ ケエボー3工業団地
- ⑤ ⑥ インファン工業団地
- ⑦ ケエボー2工業団地
- ⑧ テイエンソン工業団地
- ⑨ ナムソン・ハップリン工業団地
- ⑩ ⑪ トゥアンタン工業団地
- ⑫ ダイキム工業団地
- ⑬ ハナカ工業団地
- ⑭ サービン工業団地
- ⑮ VSIPバ'クニン2
- ⑯ ⑰ トゥアンタン工業団地
- ⑱ サービン工業団地

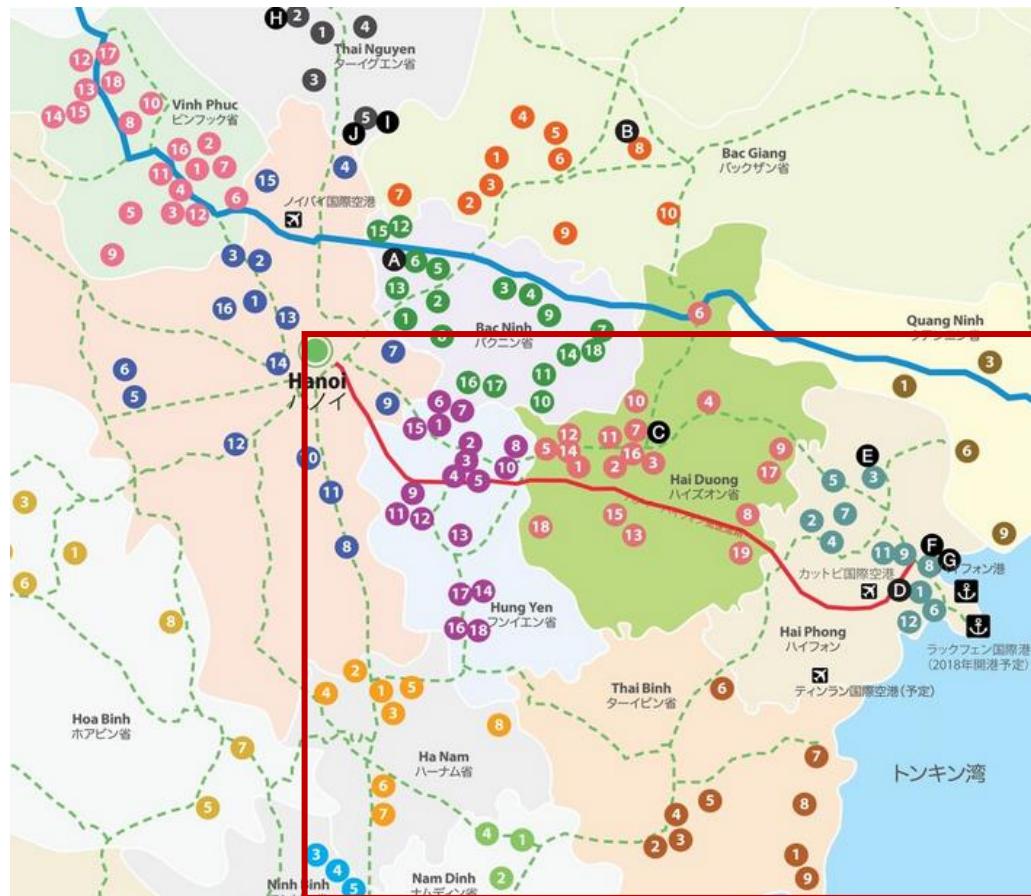
Ha Noi (ハノイ)

- ① タンロン工業団地
- ② ケアンシン1工業団地
- ③ ケアンシン2工業団地
- ④ ノバイ工業団地
- ⑤ タックタット・クオックオアイ工業団地
- ⑥ ホアラックハイテックパーク
- ⑦ ハノイ・ダイトウ工業団地
- ⑧ ナムハノイ工業団地
- ⑨ サイトンB工業団地
- ⑩ フーキア工業団地
- ⑪ ハノイバイオテックパーク
- ⑫ ソンロー工業団地
- ⑬ ナムタンロン工業団地
- ⑭ ソックソン工業団地
- ⑮ ドンアン工業団地

Hung Yen (フンイエン)

- ① ② フォーノイA工業団地
- ③ 第二タンロン工業団地
- ④ ⑤ イエンミー工業団地
- ⑥ ⑦ ニューケイン工業団地
- ⑧ ミントウック工業団地
- ⑨ エラント工業団地
- ⑩ ミンクアン工業団地
- ⑪ タダン工業団地
- ⑫ リウオンキエット工業団地
- ⑬ リカオンキエットサービス・アーバン工業団地
- ⑭ キントン工業団地
- ⑮ 拡張フォーノイA工業団地
- ⑯ サック工業団地
- ⑰ ナンバー3工業団地
- ⑱ ナンバー5工業団地

【Ⅱ-2】主要工業団地（北部②）



Hai Duong (ハイズ'オン)

- ① フックティエン工業団地
- ② タンチュオン工業団地
- ③ ダイアン工業団地
- ④ ナムサック工業団地
- ⑤ VSIPハイト'オン工業団地
- ⑥ コンホア工業団地
- ⑦ アンファットコン'プレックス工業団地
- ⑧ キムタ工団地
- ⑨ フータイ工業団地
- ⑩ アンファット工業団地
- ⑪ ライカック工業団地
- ⑫ カンティエン・ルオンティエン工業団地
- ⑬ サーロック工業団地
- ⑭ ルオンティエン・ゴックリエン工業団地
- ⑮ ビンジヤン工業団地
- ⑯ 拡張ダイアン工業団地
- ⑰ ライブー工業団地
- ⑱ 拡張フックティエン工業団地
- ⑲ タンハ工業団地

Ha Nam (ハナム)

- ①-④ トンガアン工業団地
- ⑤ ホアマック工業団地
- ⑥ チャウソウ工業団地
- ⑦ タンリム工業団地
- ⑧ フレハ工業団地

Hai Phong (ハイフォン)

- ① ティーブシーア工業団地
- ② 野村ハイフォン工業団地
- ③ VSIPハイフォン工業団地
- ④ チヤンツェ工業団地
- ⑤ ナムカウキエン工業団地
- ⑥ ドーソン・ハイフォン工業団地
- ⑦ アンス'オン工業団地
- ⑧ ナムティンギー工業団地
- ⑨ MPティンブー工業団地
- ⑩ スアンカウ工業団地
- ⑪ 拡張チャヤンツェ工業団地

Thai Binh (タイビン)

- ①-⑨ テイエンハイ工業団地
- ② フックカン工業団地
- ③ ゲエン・ドウック・カン工業団地
- ④ ソンチャーア工業団地
- ⑤ サーレー工業団地
- ⑥ カウギン工業団地
- ⑦ リエンハタイサービス・アーバン工業団地
- ⑧ タトウォン工業団地

【Ⅱ-2】主要工業団地（南部）



Ho Chi Minh (ホーチミン)

- ① タイバックチ工業団地
- ② ドンナム工業団地
- ③ タンフーチュン工業団地
- ④ タイトヒエップ工業団地
- ⑤ クアンチュンソフトウェアシティ
- ⑥ ビンロック工業団地
- ⑦ タンビン工業団地
- ⑧ リンチョン工業団地(1-2)
- ⑨ ビンショウ工業団地
- ⑩ サイゴンハイテックパーク
- ⑪ カトライ2工業団地
- ⑫ タントゥアン工業団地
- ⑬ ヒエップフック工業団地
- ⑭ ユニカビル・バーソンタル
- ⑮ フォン・フ工業団地
- ⑯ タンタ工業団地
- ⑰ レミンスアン工業団地
- ⑱ アン・ハ工業団地

Binh Duong (ピンズオン)

- ④-⑦ ミーフック工業団地 (1-4)
- ⑧-⑨ ドンアン工業団地 (1-2)
- ⑩ キムフイ工業団地
- ⑪ メーブルツリービジネスシティ
- ⑯-⑰ ソンタン工業団地 (1-3)
- ⑯-⑰ プイシップ工業団地 (1-2B)
- ㉑-㉓ タントンヒップ工業団地 (1-B)
- ㉔-㉕ ウエットフォン工業団地(2A-2B)
- ㉖ ピンスオング工業団地
- ㉗ ヴィンタン・タンビン工業団地
- ㉘ トイタ工業団地

Long An (ロンアン)

- ①-② ドゥックホア工業団地 (1,3)
- ⑤ フーアン工業団地
- ⑥ ピンロック2工業団地
- ⑦ トゥアンダオ工業団地
- ⑧ ニュットチャン工業団地
- ⑨ ロンハウ・ホビン工業団地
- ⑫ キスナレンタルサービス工場
- ⑭-⑯ ロンハウ工業団地 (1,3)
- ㉑ カカシフットン工業団地

Dong Nai (ドンナイ)

- ㉒-㉓ ピエンホア工業団地 (1-2)
- ㉔ アマタシエビエンホア工業団地
- ㉕ ロコ工業団地
- ㉖ ザンティエン工業団地
- ㉗ タムフック工業団地
- ㉘ ロンタタン工業団地
- ㉙ ロンドゥック工業団地
- ㉚-㉛ ニヨンチャック工業団地(1-6)

Tay Ninh (タイニン)

- ① フックトン工業団地
- ② リンチョン3工業団地
- ④ チャンパン工業団地
- ④ チャンバン工業団地

アマタシエビエンホア工業団地

フックビン工業団地

【II – 3】税務関連情報①～法人所得税

- ベトナムの標準税率は20%
- 優遇措置の免税期間は100%の免税、半減期間は50%の減税となる
- 課税所得が発生しない場合においても、第4事業年度から強制的に免税期間の適用が開始される

法人所得税の概要

納税義務者	居住者 (ベトナムで設立された法人)
課税範囲	全世界所得 → 所得の源泉がベトナム国内外を問わず、課税対象
標準税率	20%
課税年度	原則として暦年 ただし、管轄当局から事前承認を得て、各四半期末（3月末、6月末、9月末）に変更可能
申告・納税	中間納付：四半期ごと → 各四半期最終日より30日以内 申告納付： 課税事業年度終了日から90日以内
課税所得	税引前利益 + 損金不算入 - 益金不算入 - 繰越欠損金

優遇措置（一例）

優遇対象	優遇税率	適用期間	免税期間	半減期間
事業分野				
・ ハイテク、先端技術、特に重要なインフラ・ソフトウェア開発企業	10%	15年間	4年	9年
・ 環境保護のための新規投資プロジェクト				
・ 教育、職業訓練、健康、文化、スポーツ、環境、司法分野の事業	10%	15年間	4年	5年 または 9年
・ 公営住宅への投資および取引に関する事業	10%	無期限	-	-
投資地域				
・ 社会的・経済的に困難な地域への新規投資	17%	10年間	2年	4年
・ 特に社会的・経済的に困難な地域への新規投資として設立された新規企業	10%	15年間	4年	9年
・ 経済特区またはハイテク特区における投資事業として設立された新規企業				
・ 優遇工業地帯における新規投資事業	-	-	2年	4年
事業規模				
詳細はP58に記載	10%	15年間	4年	9年

※法人税については、2025年6月に法人所得税法改正案が国会で可決済で、2025年10月1日に施行予定(対象課税年度2025年)

優遇税制の対象となる業種や企業について、追加・変更となる部分があるため最新情報をご確認ください

【II – 3】税務関連情報②～個人所得税

- 居住者は全世界所得（ベトナム国内外で得たすべての所得）が課税対象
- 非居住者はベトナム国内を源泉とする給与所得に対し一律20%課税

居住者の定義

以下のいずれかを満たす場合

1. 曆年（1月1日～12月31日）でベトナムに183日以上滞在
2. 初めてベトナムに入国した日から、12ヵ月以内でベトナムに183日以上滞在
3. ベトナム国内に恒久的住居を有しているもの

＜恒久的住所＞

- ・ レジデンスカードに記載の登録住居
- ・ 課税年度のうち借家契約期間が183日以上の賃貸住宅等

→ ただし、ベトナム国外の税務局発行の居住者証明書を有する場合は非居住者扱い

雇用所得の申告・納税

申告・納税期限は以下の通り

- ・ 月次申告：毎月20日
- ・ 四半期申告：四半期終了日から30日以内
- ・ 年次確定申告：曆年終了日から90日以内

- ✓ 所得の支払地がベトナム国内の場合：設立後の経過期間、前年売上高、月次源泉徴収税額により、四半期申告または月次申告か区分あり
- ✓ 所得の支払地がベトナム国外の場合は、四半期申告

居住者の雇用所得税率

(単位：ベトナムドン)

課税所得		税率
月次	年次	
500万以下	6,000万以下	5%
500万超～1,000万以下	6,000万超～1億2,000万以下	10%
1,000万超～1,800万以下	1億2,000万超以下～2億1,600万以下	15%
1,800万超～3,200万以下	2億1,600万超以下～3億8,400万以下	20%
3,200万超～5,200万以下	3億8,400万超以下～6億2,400万以下	25%
5,200万超～8,000万以下	6億2,400万超以下～9億6,000万以下	30%
8,000万超	9億6,000万超	35%

【Ⅱ – 3】税務関連情報③～社会保険制度

- ベトナムの社会保険は、社会保険、健康保険、失業保険で構成されている
- 2024年6月29日、改正社会保険法（41/2024/QH15）が国会で可決され、2025年7月1日より施行予定

社会保険種類

項目	負担率		補償内容	対象者
	雇用主	従業員		
社会保険	17.5%	8%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病手当 ・ 産休手当 ・ 労災・職業病手当 ・ 退職年金 ・ 遺族年金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベトナム人 ・ 外国人労働者*
健康保険	3%	1.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費の8割給付（ただし医療保険の適用が可能な病院の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヵ月以上の雇用契約があるベトナム人および外国人労働者*
失業保険	1%	1%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入期間に応じた期間、平均給与の6割給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヵ月以上の雇用契約があるベトナム人のみ

- ・ 外国人労働者のうち、社内異動者は社会保険の対象外: ただし労働許可証に「社内異動」と明記要

改正社会保険法の主な改正点

1. 加入対象者の拡大

- ・ 紹与を受給していない企業管理者（例：企業の代表者、役員、監査役）
- ・ 1ヵ月以上の労働契約によりパートタイムで働き、月給が強制社会保険拠出の基礎となる最低給与と同額またはそれ以上の労働者

2. 社会保険料算定の対象となる紹与の定義変更

社会保険料算定の対象となる紹与；

- ① 基本紹与
- ② 役職・職務手当
- ③ 各紹与期間に定期的かつ安定的に支払われることが合意されたその他の追加支給額（例：賞与）

3. 基礎給与算定時に使用される基準の変更

従来：公務員の基礎賃金

新基準：参照水準 → 参照水準は政府が決定

※社会保険料の上限は、上記基準の20倍

【Ⅱ－3】税務関連情報④～配当送金

■ 親会社が日本法人の場合、日越租税条約の適用によりベトナム側での源泉徴収はない

配当可能要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告納税義務が完了していること ● 繰越欠損金がないこと 	
配当可能額	監査済み財務諸表に基づく税引き後利益 + 利益剰余金（確定申告後）－再投資金額（ある場合）	
主な手続き	Step 1	配当金額に関する資料準備 (必要書類) ✓ 出資者の配当決定書 ✓ ベトナム子会社の配当金を拠出することにかかる議事録
	Step 2	税務当局へ未納税額の有無の確認
	Step 3	税務当局への配当金の通知 ※税務当局内での処理所要期間はMin.7営業日 (必要書類) ✓ Step 1に記載の書類 ✓ 税務当局所定フォーマットによる配当金通知書 ✓ 監査済み財務諸表 ✓ 法人所得税申告書
	Step 4	税務当局承認後、銀行経由で海外送金
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間配当に関する規定なし（実務的には年に1回実施している企業が多い） ● 書類の準備等を含めると通常、半月以上必要 ● 税務当局とのやり取り等もあるため、会計事務所に依頼することが多い 	

【Ⅱ – 3】税務関連情報⑤～外国契約者税

- 外国契約者税(Foreign Contractor Tax: FCT) とは、外国法人や外国人が、ベトナム国内の法人や個人に対し、サービスを提供し、対価として得た所得に対し、課税される税金のこと

外国契約者税のポイント

対象	サービスの対価 ※モノの売買のみの場合は対象外
外国契約者税の構成	法人所得税 (CIT) + 付加価値税 (VAT)
税率	サービス内容により税率が異なる
納税義務者と申告納税方法	納税義務者：外国契約者 申告納税方法：一般的には契約代金を外国契約者へ支払う際、ベトナム契約者がFCTを源泉徴収し、申告納税義務を履行
申告・納税	サービス費用の支払日から10日以内に申告・納税

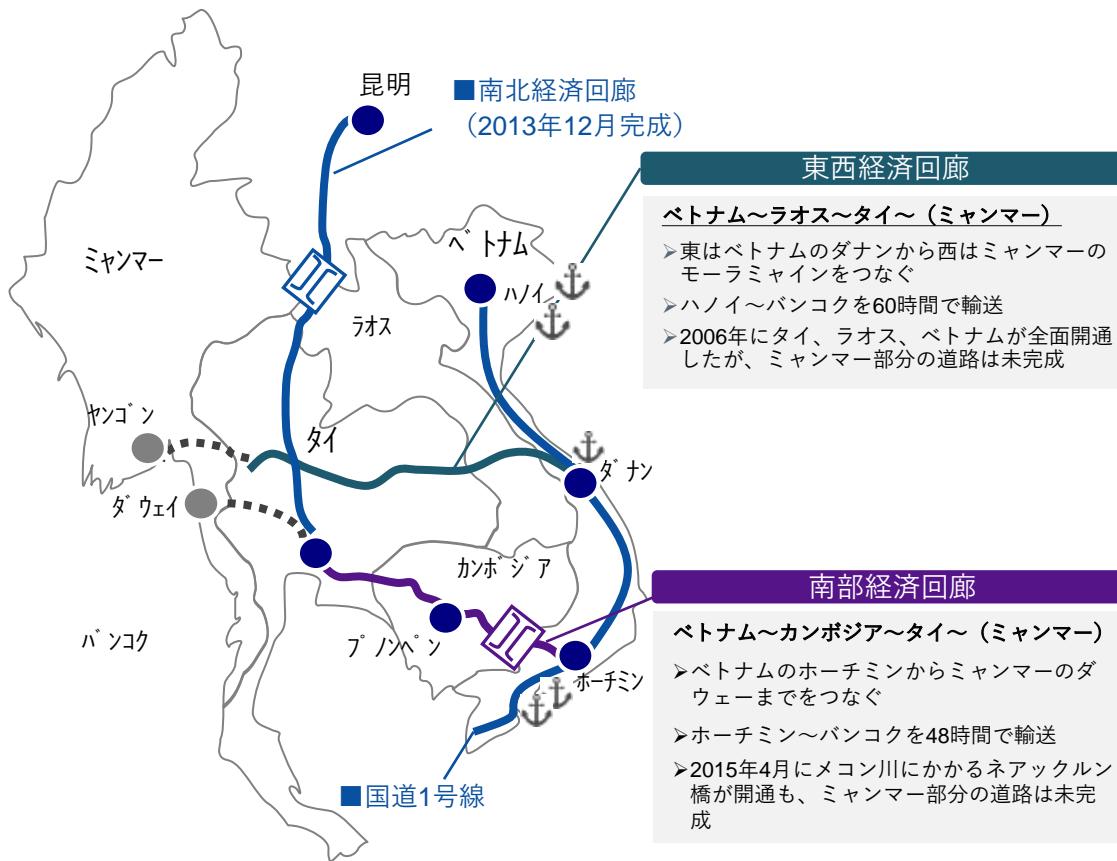
源泉徴収方法におけるみなし税率

サービス内容	CIT	VAT
サービスの提供を伴う物品の売買、内地引き渡し輸出	1%	免税
資材または機械設備の供給を伴わない建設・据付	2%	5%
資材または機械設備の供給を伴う建設・据付	2%	3%
輸送サービス、製造	2%	3%
サービス一般、機械設備のリース	5%	5%
利息	5%	免税
ロイヤルティ（知的財産権の利用に対する対価）	10%	免税
商標利用のためのロイヤリティ、レストランおよびホテル、カジノの管理サービス	10%	5%
証券譲渡、再保険	0.1%	免税
金融派生商品	2%	免税

【Ⅱ－4】物流関連情報

- ベトナムは、タイや中国に比べ物流インフラの整備が遅れているが、製造業の工業団地への進出増加等により物流市場も堅調に発展し、高速道路や港湾の整備が進んできている
- 物流事業については、実施する事業によって外資保有比率の上限がある点に留意

国境輸送



主な物流事業の外資規制

事業内容	外資出資比率
貨物運送代理サービス	100%外資に開放
その他のサービス (通関、梱包、検品、検針など)	外資の出資比率 上限なし
倉庫サービス	100%外資に開放
鉄道輸送サービス	49%を超えない
道路輸送サービス	51%を超えない
海上輸送サービス	100%外資に開放
国内水路輸送サービス	49%を超えない
貨物のハンドリング	50%を超えない

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV.各種規制・恩典・参考情報

V.その他

【III – 1】進出形態①

形態	概要	Pros/Cons	口座の種類
現地法人	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な進出形態 一部の外資規制業種を除いては、独資での設立が可能 会社の形態は、主に有限会社や株式会社等がある (詳細は、49ページ参照) 	Pros: 迅速な意思決定が可能 Cons: 外資規制の対象となる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金口座 ・ 経常口座
駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> 活動内容は、以下が認められている <ul style="list-style-type: none"> ① 本社との連絡業務 ② 情報収集・市場調査業務 ③ ベトナム側パートナーとの事業取引および学術・技術上の協力関係の維持・推進業務 	Pros: 現地法人に比べ設立が容易 Cons: 商取引の契約主体になれない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常口座
支店	<ul style="list-style-type: none"> 資本や資産、決算は本社と共有する <p>※外国企業の支店設立は、限られた業種のみ可能であるが、ベトナムに現地法人を設立後、現地法人の支店設立はいずれの業種でも可能</p>	Pros: 営業活動が可能 Cons: 限られた業種のみ設立が可能 (銀行業や保険業など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常口座
プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資家が、ベトナム政府との契約締結により、法人設立をせずに政府の指定する内国企業と合同で事業活動を行う形態。BOT*・BTO**・BT***プロジェクトなどがあり、主に道路・港湾・空港・橋梁等のインフラ建設に多く見られる 	Pros: 法人設立と比較して費用や時間がかかるない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常口座
M&A等による進出	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムで活動している会社への出資 他 	Pros: 既存企業の買収により、既存企業が保有する工場や、従業員、販売網などの活用が可能 Cons: 外資規制の対象となる可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非居住者預金口座 ・ 間接投資用口座 ・ エスクロー口座

*BOT Build-Operate-Transfer (建設-運営-譲渡) 民間事業者が建設・運営し、契約期間終了後に行政に移管する

**BTO Build-Transfer-Operate (建設-譲渡-運営) 民間事業者が建設し、行政に移管するが、運営はその後も一定期間民間事業者が担う

***BT Build-Transfer (建設-譲渡) 民間事業者が建設し、行政に移管するところまでを担う

【III – 1】進出形態②

■ 日本企業の多くは、有限会社形態で進出

	一人有限会社	二人以上有限会社	株式会社	
社員・株主数	1名	2~50名	3名以上	
資本金の増減	増資・減資可能	増資・減資可能	増資・減資可能	
持分・株式の譲渡	持分の一部または全部譲渡可能	持分の一部または全部譲渡可能 ➢ 既存社員に優先的に譲渡。譲渡申出日から30日以内に引き受けを希望する社員が現れない場合、他の個人/組織へ譲渡可能	自由に株式譲渡可能 ➢ 企業登録証明書（ERC）発行日から3年以内の場合、創業株主の普通株式は、他の創業株主にのみ譲渡可能 ※株主総会で承認された場合に限り、創業株主以外の個人/組織へ譲渡可能	
組織体制	出資者の代表者が1名の場合：会長、社長 出資者の代表者が2名以上の場合：社員総会、社長 ※監査役会は必須ではない	社員総会、社員総会会長、社長 ※監査役会は必須ではない	株主数が11名未満かつ法人株主の株式保有割合が50%未満 株主総会、取締役会、社長 ※取締役の20%以上は独立取締役 ※取締役会には監査委員会設置が必要	左記以外 株主総会、取締役会、監査役会、社長
経営者の監督機関	会長または社員総会	社員総会	取締役会	
議決採択のための社員・株主総会の賛成比率	普通決議：50%以上 特別決議：75%以上	普通決議：65%以上 特別決議：75%以上	普通決議：過半数 特別決議：65%以上	定款にて 変更可 定款にて 変更可
Pros	組織構造がシンプルなため、管理・運営が最も容易であり、迅速な意思決定が可能	株式会社と比較すると、運営に関する規制が緩く、経営の柔軟性が高く、迅速な意思決定が可能	有価証券の発行が可能であり、資金調達が容易	
Cons	株式の発行不可	株式の発行不可 出資者の意見が異なる場合、調整が必要	株主数が多くなる傾向であり、管理が複雑	

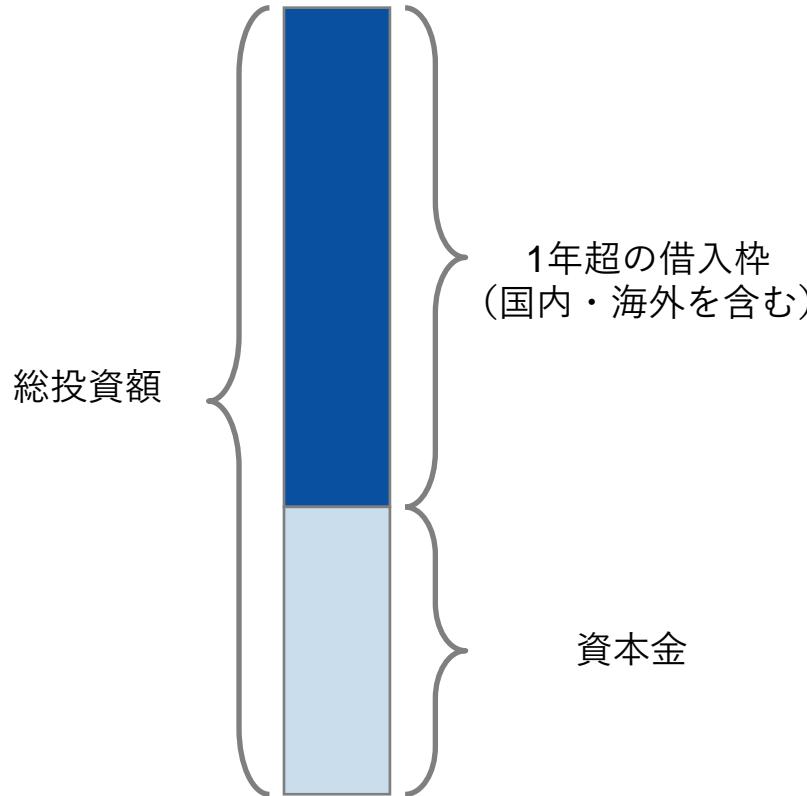
【III – 2】拠点設立の主なフロー

- 現地法人設立における主なフローは以下の通り
- 業種毎に対応事項が異なることから、現地専門家等と連携の上、余裕を持ったスケジュールで進めることを推奨

	To Do	Note
Step 1	進出先（工業団地・事務所）の選定	法人設立前は仮契約を締結し、法人設立後に本契約を締結
Step 2	投資登録証明書（IRC）の申請・取得	申請書受理後15日以内（条件付き投資分野は15日以上）
Step 3	企業登録証明書（ERC）の申請・取得	申請書受理後3営業日以内（条件付き投資分野は3営業日以上）
Step 4	国家企業登録ポータル上で設立公示	ERC発給後30日以内に掲載
Step 5	会社印の作成	民間業者へ作成依頼が可能・当局への登録不要
Step 6	現地法人の銀行口座開設	書類に不備がない状態から3営業日以内（みずほ銀行の場合）
Step 7	定款資本金の払込み	ERC発給日から90日以内

【III – 3】設立時の総投資額の設定（1年超の借入枠と資本金）

- 発行されたIRCに、総投資額・払込み資本金額・借入金額が記載されている
- ERCには、定款資本金（払込み資本金）のみ記載されており、総投資額の記載はない



借入枠

- 「総投資額」や「資本金」の変更は隨時可能であるが、投資計画に関する説明付けが必要であり、また手続きにも時間を見る場合がある点に留意
- 1年以内の短期借り入れ（ベトナム国内、海外からを含む）は借入枠の制限を受けない
- 海外からの借り入れは、金利に対して5%の源泉税が課せられる
- 1年超の海外からの借り入れは、ベトナム中央銀行の承認が必要

【III – 4】ベトナムの銀行口座種類

- 外国企業が、新規でベトナムに法人を設立する場合は、資本金口座および経常口座の開設が必要
- 地場企業へ出資を行う場合は、出資比率によって、開設が必要な口座が異なる

口座種類	用途
資本金口座 (DICA: Direct Investment Capital Account)	資本金やオフショアローンの入金、配当金の支払い等、資本性取引の出入口となる口座 外国企業による現法設立、地場企業への投資（マジョリティ、IRC取得の場合等）に際し法令上必要 ※1法人につき1銀行でのみ開設が可能 ※ライセンスの記載に基づく通貨を選択 ※規制上預金利付与不可
経常口座 (Saving Account)	経常決済、輸出入決済、賃金などの諸経費の支払用口座
非居住者預金口座 (NRA: Non Resident Account)	ベトナム国外の居住者名義の口座
間接投資用口座 (IIA: Indirect Investment Account)	外国企業による地場企業への投資（マイノリティ、IRC不要の場合など）に際し、法令上必要な口座 ※1法人につき1銀行でのみ開設が可能（但し、証券会社、投資ファンドは除く） ※VND口座のみ開設可能 ※規制上預金利付与不可
エスクロー口座 (Escrow Account)	契約書等に基づき入出金が制限され、確認が必要になる口座（M&A、不動産取引等） ※1法人につき1銀行でのみ開設が可能 ※原則VND建の開設

【III – 5】撤退

- 撤退手段としては、①出資持分または株式の譲渡、②会社の解散および清算の2つの方法がある
- 会社清算の際には多くの手続きがあり、また当局の見解により手続きが異なる可能性もあるため、管轄当局への事前に手続きを確認しておくことを推奨

会社清算の主なフロー

To Do	
Step 1	投資家にて清算決定書を発行
Step 2	第1回清算通知の提出
Step 3	賃貸契約の解約・資産の処分 労働契約の解約 社会保険への通知手続き サプライヤーとの各種契約の解約 債務の返済
Step 4	納税証明書の取得
Step 5	税務局へ税務調査依頼 税コードの無効化申請
Step 6	確定申告
Step 7	配当金決定
Step 8	未使用インボイスの破棄に関する税務局への通知
Step 9	税務調査
Step 10	税務局から税コード無効化の通知受領
Step 11	第2回清算通知の提出
Step 12	銀行口座の閉鎖

会社清算と持分売却比較

	会社清算	持分売却
手続き	<ul style="list-style-type: none"> 左記Step 3にある通り、各種契約の解約手続が必要 税務調査には時間を要する 	<ul style="list-style-type: none"> 買手候補を見つける必要あり 買収前に、DDや契約交渉の対応も必要
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 清算手続に関する外部専門家への報酬 税務調査では、追徴課税が課せられる可能性 	<ul style="list-style-type: none"> FAや弁護士等外部専門家への報酬
所要期間	<ul style="list-style-type: none"> 税務調査に時間を要し、清算完了までに時間がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> 買手候補によっては、条件交渉等に時間を要する

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV.各種規制・恩典・参考情報

V.その他

【IV – 1】投資規制① 内資企業・外資企業ともに適用

- 2021年改正投資法においてベトナム国内で参入禁止または参入が制限されている業種は次の通り

内資企業・外資企業ともに適用	
投資禁止分野	条件付き投資可能分野
<p><u>2021年1月1日より8分野が該当</u></p> <ul style="list-style-type: none">新共通投資法別表第1に規定される各麻薬物質に関する事業新共通投資法別表第2に規定される各種化学物質、鉱物に関する事業絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約別表第1に規定される各種野生植物、動物の標本、同法別表第3に規定されるグループIの絶滅のおそれのある希少な各種野生植物、動物の標本に関する事業売春事業人身、人の身体組織、部分の売買人の無性生殖に関する事業活動爆竹の売買債権回収事業	<p><u>2021年1月1日より227分野に変更</u> ⇒ 外資系企業が投資を検討するほとんどのサービス分野が含まれる</p> <ul style="list-style-type: none">ベトナムにおける外国サービス提供者の品物の売買および品物の売買と直接関連性を有する各活動酒の事業商工省の専門分野管理領域に属する食品事業外国への労働者派遣サービス事業陸上運送事業湊湾開発事業マンション運用、管理サービス事業 <p>など</p>

外資参入禁止事業
(25事業) *

外資条件付き参入可能事業
(59事業) *

外資参入禁止事業・外資条件付き参入可能事業に属さない事業
→地場に対する規制と同様の規制が適用

*次頁参照

一部25事業・59事業に含まれるもの、227分野に含まれない事業あり

外資参入禁止事業（25事業）	外資条件付き参入可能事業（59事業）
<ul style="list-style-type: none"> 商業分野で国が独占的に扱う商品・サービスの取引 プレス活動およびニュースの収集活動 漁業 公安調査 司法行政 海外雇用契約に関する職業紹介 墓地開発等 家庭ごみ収集 世論調査 発破事業 武器・爆発物の製造・取引 中古船舶の輸入・解体 公共郵便 輸入を伴わない積み換え貨物事業 再輸出のための一時輸入 外国投資家等が取り扱いを禁止される商品の輸出入・販売 軍隊の公共財の収集・購入・取り扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 軍隊と警察で使用する兵器弾薬、機器、資材、装備等の取引と、それらの製造に使用する特殊機器と技術 知的財産と工業財産の評価 領海・港湾の維持や運営、調査等 沿岸警備等 各種輸送手段の検査や認証、輸送に使う車両や機器等の安全証明、海上での石油ガス探査や開発に関する検査や安全証明等 天然森林の調査や開発等 農業・地方開発省の評価を受けている家畜の遺伝子情報の調査や使用 観光（海外旅行者向けを除く） 文化的製品（ビデオ記録を含む）の製造および販売 テレビ番組および音楽・舞踊・演劇および映画の制作・流通および投影 ラジオ・テレビサービスの提供 保険・銀行・証券取引業その他これらに関連するサービス 郵便・電気通信サービス 広告サービス 印刷・出版サービス 測定・地図作成サービス 航空写真サービス 教育サービス 天然資源・鉱物・石油・ガスの探鉱・開発・加工 水力・洋上風力・原子力エネルギー 鉄道・航空・道路・河川・海運およびパイプラインによる旅客および貨物の輸送 水産養殖 林業・狩猟業 賭博・カジノ事業 セキュリティサービス 河川港・海湾・空港の工事・運営・管理 不動産事業 法律サービス 獣医サービス 技術検査および分析サービス ベトナムにおける外国サービス提供者による商品の売買活動とこれに直接関連する活動 観光サービス 保健・社会サービス スポーツ・エンターテイメントサービス 製紙 29席以上の輸送車両の製造 伝統的市場の開発・運営 商品取引所の活動 国内小売商品の回収サービス 監査・会計・経理・税務サービス バリュエーションサービス、株式化のための企業評価コンサルティング 農林水産業関連サービス 航空機の製造 機関車・鉄道車両の製造 たばこ製品・たばこ原料・たばこ産業用機械器具の製造・販売 出版社の活動 造船・船舶修理 廃棄物収集サービス、環境モニタリングサービス 商事仲裁サービス、仲裁調停 物流サービス 沿岸海上輸送 建設資材の製造 建設および関連エンジニアリングサービス 希少作物の栽培・生産・加工、希少野生動物の飼育およびこれらの動物または植物（生きた動物およびその加工品を含む）の加工・取り扱い 二輪車組立 スポーツ、美術、舞台芸術、ファンションショー、美容・モデルコンテストその他の娯楽に関するサービス 航空運送支援サービス、空港および飛行場における地上技術サービス、航空機における食事提供サービス、航法および情報監視サービス、航空気象サービス 船舶代理サービス、船舶えい航サービス 文化遺産、著作権等、写真、ビデオ録画、録音、美術展、祭典、図書館、祭典博物館関連サービス 観光振興・広報関連サービス アーティスト・スポーツ選手のための代理・リクルートエージェント・スケジューリング・マネジメントサービス 家族関連サービス Eコマース活動 墓地事業、墓地・埋葬サービス 飛行機を利用する播種・薬液散布サービス 海上水先サービス 国会、国会常務委員会、政府または内閣総理大臣の試験的枠組みに属する投資産業または投資分野

【IV – 2】投資誘致①

- 内資・外資企業にかかわらず、一定の要件を満たす投資案件については優遇措置を受けることが可能
- 原則プロジェクトごとに、計画投資省が投資優遇措置の適用可否を判断。投資分野による優遇の検討において、対象となる業種を所管する政府当局の承認が必要。したがって、検討プロセスが複雑化し、業種によっては優遇措置の認可取得に多大な時間を要する懸念あり

①奨励分野（改正共通投資法 第16条1項）

1	科学技術に関する法令に従ったハイテク活動、ハイテク補助 工業製品、研究開発活動、科学技術成果物生産	8	[1]インフラストラクチャ構造物の開発および運営、管理に関する投資、[2]各都市における公共交通運送手段の開発
2	新素材、新エネルギー、クリーンエネルギー、再生エネルギーの生産、付加価値が30%以上認められる製品、省エネルギー製品生産	9	幼児教育、普通教育、職業教育、大学教育
3	電子製品、重機、農業機械、自動車、自動車部品生産、造船	10	[1]診察、治療、[2]医薬品、医薬品の原料、保管薬の生産、[3]各種新薬を生産するための製剤技術、生物学的技術に関する科学研究、[4]医療機器・設備生産
4	開発優遇支援工業製品目録に属する物品の生産	11	[1]障害者または専門家のための訓練、体操、体育競技施設の投資、[2]文化遺産の保護および活用
5	情報技術、ソフトウェア、デジタルコンテンツ製品の生産	12	[1]枯葉剤の患者治療センター、老人ホーム、メンタルケアセンターの投資、[2]高齢者、障害者、孤児、身寄りのない放浪児の養護センター
6	[1]農産物、林産物、水産物の養殖、加工、[2]森林の直栽および保護、[3]製塩、[4]海産物の採捕および漁業のための物流サービス、 [5]植物、動物の種、生産工学技術(バイオテクノロジー) 製品の生産	13	人民信用基金、小規模金融機関等
7	廃棄物の収集、処理、リサイクルまたは再利用	14	バリューチェーン、産業クラスターを創出、またはそれに参加する物品生産、サービス提供

②奨励地域（改正共通投資法 第16条2項）

1	困難な経済・社会状況の地域、特別困難な経済・社会状況の地域
2	工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済特区

③投資プロジェクト（投資法15条）

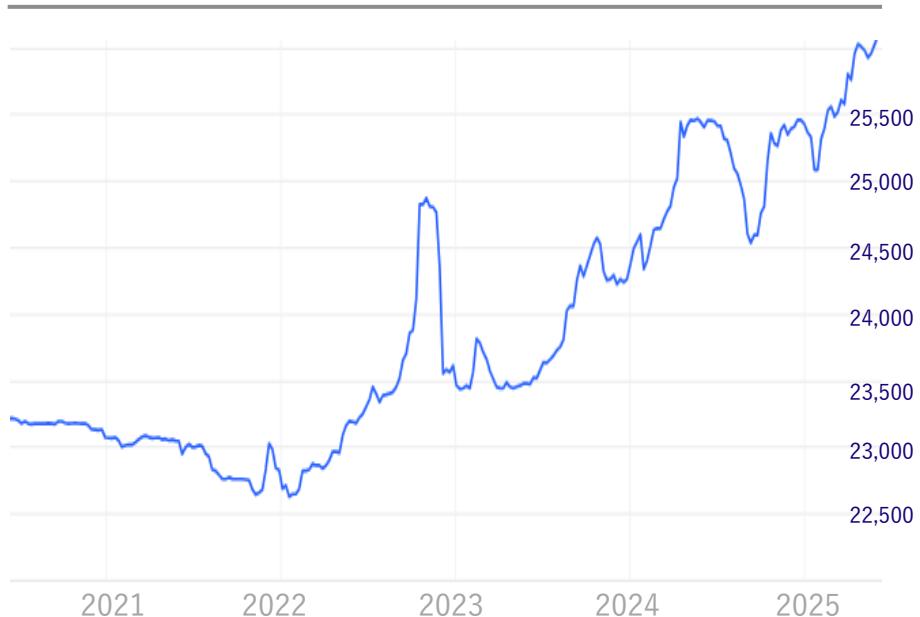
1	<ul style="list-style-type: none"> 総投資額が6兆ドン以上で、投資登録証明書の発給日、または承認日から3年以内に6兆ドン以上を支出し、同時に、以下のいずれかに該当するプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ✓ 売上発生した年から3年以内に年間総売上10兆ドン以上を計上 ✓ 3,000人を超える労働者の雇用
2	<ul style="list-style-type: none"> 社会住宅建設投資、または 農村地帯において500人以上の労働者を雇用、または 障害者に関する法令の規定に従った障害者を雇用
3	<ul style="list-style-type: none"> ハイテク企業、科学技術企業および科学技術組織 技術移転に関する法令の規定に従った移転奨励技術目録に属する技術移転プロジェクト 技術育成事業、科学技術企業育成の事業 環境保護に関する法令の規定に従った環境保護についての要請に奉仕する技術、設備、製品生産およびサービスを提供する事業
4	<ul style="list-style-type: none"> スタートアップ 創造的刷新センター 研究開発センター
5	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業物品流通チェーン 中小企業支援・育成施設 スタートアップ育成

留意点

- 上記優遇措置は、以下の投資プロジェクトには適用されない
 - ◆ 鉱産物の開発投資プロジェクト
 - ◆ 特別消費税が課される物品生産、サービス提供の投資プロジェクト。ただし、自動車、飛行機、船舶の製造は対象外
 - ◆ 商業住宅建設投資プロジェクト
- 計画投資省が、申請企業から提出される適用要件充足を証明する書類等を検証する必要があるため、申請から優遇措置を受けるまでタイムラインが長期化する懸念あり
- 申請企業は、所在する省の経済特区や工業団地の管理委員会に申請。同管理委員会が検討・承認した後、さらに、中央政府（財務省・首相府）にて承認の可否が検討される。申請企業は、検討状況について財務局等に直接確認し、フォローアップすることが望ましい

- ベトナムの為替は中国と同じく「管理フロート制」を採用。中央銀行が介入して相場を一定に保っている。米ドル/ベトナムドンレートが固定され都度の切り下げが行われてきたが、2016年1月以降は中央銀行が毎日米ドル/ベトナムドンの中央レートを公示。その上下5%以内での為替取引が認められる。米ドル/ベトナムドン以外の通貨ペアはレートに関する制限なし
- 2024年3月から7月にかけて、実勢レートがシーリングレートに近接する状況が継続。同年9月には一度中央レート近くまで水準を戻したものの、米国の雇用統計が再び強い結果になったことを背景に、同年10月以降でドル高ドン安が再燃。さらに、米大統領選挙でのトランプ氏の勝利を受け、全世界的なドル高が進行
- 相互関税や中東情勢の不安定化などを通じてドン相場は歴史的な水準にまで下落

USD/VNDの長期為替相場推移



外貨規制の概要

- **ベトナム国内送金**
 - 原則、ベトナムドン建て
 - 外貨での送金は、輸出加工企業（EPE）の一部取引や外国人（日本からの駐在員等）への給与などに限定（送金時には外貨送金となるエビデンスを銀行に提出要）
- **海外送金**
 - ベトナムドン建ては不可のため、外貨での送金が必要
 - 外貨送金に際しては、貿易等の実需取引の裏付けとなる書類を銀行に提出する必要あり
(ex. 売買契約書・インボイス・税関申告書等)

- 貿易管理に関わる管轄官庁は商工省であるが、各品目の詳細規定は各省によりガイドラインや通達によって定められる
- 特定の物品については、検疫、船積み前検査、輸入許可証の取得が義務付けられている

輸入規制のある品目の例

<輸入禁止品目>

中古消費財（家電製品、医療器具、衣服等）

中古製品（自転車、バイク、輸送用車両のエンジン・タイヤ・付属品等）他

*中古車については左ハンドル車のみ輸入可能だが、規格基準への適合と高関税や特別消費税などが課されている

<輸入許可必要品目>

文化製品（書籍やCD/DVD）、化粧品、パソコン、携帯電話

一般消費財

医薬品 他

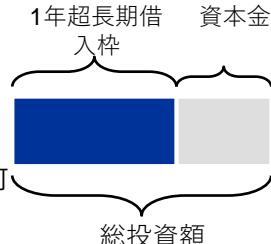
中古機械・設備輸入規制

中古機械・設備・生産ラインの輸入を定めた首相決定18号（18/2019/QD-TTg）により、2019年6月15日から一部分野で製造からの年数制限が緩和されたが、安全・省エネ・環境保護に関する基準や輸入基準を満たしていることを指定の鑑定機関が鑑定する必要がある。年数制限緩和対象外のものは、原則として製造から10年超の中古機械・設備は輸入不可

年数制限緩和の対象中古機械・設備のHSコードは以下の通り

分野	対象HSコード	年数制限
機械分野	84.20、84.54、84.55、84.56、84.57、84.58、84.59、84.60、84.61、84.62、84.63、84.79	20年
木材製造・加工分野	84.19.32*、84.65、84.79.30	20年 (*15年)
製紙・パルプ製造	84.39、84.40、84.41	20年

【IV – 5】資金調達の方法

	サイト調整 (商取引あれば)	増資	ベトナム国内借入 (オンショアローン)	海外からの借入 (オフショアローン)
規制	なし	なし	原則ベトナムドンのみ 借り入れと送金は100%紐づき <u>外資企業は1年超の中長期借入は 「借入枠」の範囲内で借入可</u> <ul style="list-style-type: none"> 1年を超える中長期、およびライセンス有効期限を超える借入はライセンス*の更新要 プロジェクト、店舗毎にIRCが発行される業態の場合は資金使途対象のIRC借入枠毎の範囲内で借入可 	外貨のみ 任意のタイミングで借入可能 *ライセンス (IRC・ERC) 確認事項 
許認可	(B/L Dateから90日) を超える送金取引は中銀報告要 (Web)	ライセンス(IRC・ERC)変更	不要	中央銀行へ毎月の残高報告 (Web) 1年超の新規借入は中央銀行への申請 (Web)
税制	なし	配当課税なし	なし EBITDAの30%を超える借入利息は損金算入不可	金利に対し5%の外国契約者税 (源泉税)
備考	現法からみて 輸入決済サイト延長 輸出決済代金サイト短縮	配当は 累積損失解消後可能	ドン金利は割高	親子ローンの通貨・金利は任意 移転価格税制に留意要

通貨	<ul style="list-style-type: none"> 原則ベトナムドン建て、返済能力を保証する外貨収入があれば外貨借入可能*（詳細“資金使途”欄）
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 短期（1年以内）：運転資金、販管費等の営業費用（借入期間はビジネスサイクル**内） 中長期（1年超）：設備資金 <p>国内外貨借入：通達42/2018/TT-NHNN（2019年1月2日施行）による規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出（除くEPEへの販売）のための輸入決済、国内決済において外貨借入が可能 ただし返済に足る外貨収入が必要。※EPEへの販売は輸出としては認められない 輸入設備決済のための外貨長期借入金は2019年9月末以降不可 その結果、国内中長期外貨借入が2019年9月末以降、原則不可に
実行・返済時の銀行確認資料	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムドン借入：インボイス 外貨借入：売買契約書・インボイス・通関証明書（事後提示も可） ご融資即日に全額送金要。100%送金と紐づき
ご留意点	<ul style="list-style-type: none"> リファイナンス不可。運転資金はビジネスサイクル内の範囲であればロールオーバー可 ベトナムドン金利は一般的に割高。外貨金利は他国と同じ水準 融資、返済は経常口座利用

<その他貸出規制：銀行の1社貸出制限>

1社当たり銀行支店の擬制資本金の15%まで、各銀行での総量規制もあり

*決算書等にて確認できる外貨建の売上、資金使途も原則外貨送金と制限されている

**原材料や商品仕入れで支払い発生後、生産、販売、売上回収されるまでの期間。キャッシュコンバージョンサイクルと同義

【IV – 5】資金調達 オフショアローン（親子ローン含む）

	短期	中長期
通貨	ベトナムドン以外の外国通貨建て	
レンダー	ルールなし、親会社、金融機関、資本関係のない企業からの借り入れも可	
期間	1年以内 (1年内に返済できなかった場合でも、借入日から1年と30営業以内に完済した場合は中銀登録不要。ただし金利計算は1年までしか認められない)	1年超
資金使途	運転資金 借入期間は原則ビジネスサイクル内、当初実行から1年以内に収まればロールオーバー可能	設備資金*
実行・返済の銀行確認資料	<ul style="list-style-type: none"> ・親子ローン契約書、金利計算書 ・借入資金の利用計画 ・中央銀行への借入報告時の画面写し <p>借入時に全額使い切る必要なく、実行金に関するエビデンスチェックは不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・親子ローン契約書、金利計算書 ・借入資金の利用計画 ・中央銀行への借入報告時の画面写し ・中央銀行中長期ローン登録・承認通知写し
中銀登録	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月初5営業日まで前月の借入実行状況をWEB報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月初5営業日まで前月の借入実行状況をWEB報告 ・新規実行前、契約後30営業日以内にWEB申請 <必要書類> 中央銀行登録申請書 親子ローン契約書（ベトナム語翻訳必須） ベトナム当局公証印付投資ライセンスコピー 他
ご留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・当初実行から1年を超える場合は中央銀行登録要 ただし資金使途には要注意* ・返済には資本金口座（短期は返済用専用口座利用も可）を経由 	<p>*資金使途に関するペナルティ 工場建設資金を短期親子ローンで調達利用。1年内の返済が難しいため、中央銀行へ1年超の登録を申請。短期親子ローンを設備目的で利用していたことを指摘されペナルティ発生（中央銀行ビンズン支店事例）。一方、同様のケースでも短期から長期への登録が許容事例もあり。専門家またはお取引店までご相談下さい</p>

<その他貸出規制：銀行の1社貸出制限> なし

- ベトナムの土地は、全人民により所有されており、私人による所有は認められないため、土地使用権 (LUR: Land Use Right)に基づき土地を使用する
- 建物については、私人による所有も可能であり、土地使用権者と異なる建物の所有も可能
- 外国投資家（企業）が、土地使用権および建物を取得するには現地法人が必要、土地使用権は期限付きとなる

外資企業の土地使用権の取得

土地使用権種類	権利取得先	期間	外資取得可否
割当	国からの割当て	原則50年 (一部70年) 例外：無期限	原則不可 (ただし、分譲目的の住宅開発プロジェクトの場合のみ可)
リース	国からのリース	原則50年 (一部70年) 必ず期限付き	可
	デベロッパー（工業団地等）からのサブリース		

外資企業の建物の所有

建物種類	期間	外資取得可否
居住用（住宅）	投資登録証明書(IRC)に記載された期間	社宅利用の場合は可 (ただし所有数量規制あり) <コンドミニアム> 1棟につき30%上限 <戸建て> プロジェクト1つにつき ①250戸以下かつ ②全体数の10%以下
非居住用		建物の目的に従い使用する場合は所有可

- 2024年7月にチョン元書記長が逝去されたことに伴い、ラム書記長が新たに就任。就任後、以下の通りインフラ整備や行政改革などを強力に推進
- 足元では、省庁・地方行政再編に伴う一時的な行政手続の遅延・混乱の懸念あるも、中長期的には行政の効率化が期待される

トー・ラム新書記長の就任以降の動向

	内容
行政改革	<ul style="list-style-type: none"> 2025年3月にそれまで18省あった省庁を14省に減らす省庁再編を実施。計画投資省は廃止となり、財務省に吸収された あわせて地方行政区分についても、現在63ある省市について半数程度にまで減らす方針を打ち出しているほか、現状、「群」「区」「県」の3階層で構成されている省市未満の行政区画も2階層に再編する予定 中長期的には組織合理化をめざしたアクションであるものの、足元では再編に伴う混乱で行政手続の遅延を懸念する見方も
インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> 2024年11月にハノイとホーチミンを結ぶ南北高速鉄道の建設方針が国会承認 ベトナム初となる原子力発電所の建設計画の再開も進められており、中南部のニントゥアン省を含む地域で複数の建設プロジェクトが進められる予定。かつて原発建設を支援していた日本にも協力を求めるものとみられる
外交	<ul style="list-style-type: none"> バランス外交を加速させ、2024年以降、豪州、フランス、マレーシア、ニュージーランド、インドネシア、シンガポール、タイと多くの国と外交関係を最高位（包括的戦略的）に格上げ トランプ関税に関する米国との交渉もASEANの中でも最も早く交渉入りを決めるなど、貿易摩擦を抱える中ではあるが深い関係を築いている
反汚職・浪費	<ul style="list-style-type: none"> トーラム書記長は元・公安相で汚職撲滅運動をチョン書記長とともに推進してきた人物で、今後も汚職撲滅の運動は継続する一方、行政手続の遅延も許さない「反・浪費」も掲げる

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV.各種規制・恩典・参考情報

V.その他

ハノイ支店



空港からのアクセス
約40分（タクシー）

■ 特徴

- ・2021年に進出25周年、ハノイでは最古参となる邦銀
- ・製造業を中心とした日系企業、優良国営/地場企業との取引
- ・日越両国政府との強固なリレーション

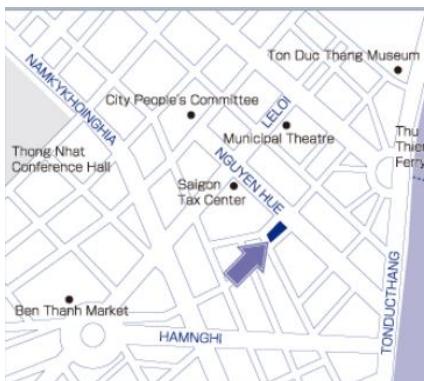
■ 住所

4th Floor, 63 LTT Building, 63 Ly
Thai To Street, Hanoi, Socialist
Republic of Vietnam
Tel:84-24-3936-3123/3124

沿革

- 1996年 ハノイで邦銀初の支店を開設
- 2006年 ホーチミン支店開設
 - ・外国投資の許認可、相談業務等を行うベトナム計画投資省と日系企業直接投資プロジェクトへの支援を目的に業務協力協定を締結
- 2010年
 - ・石油ガスの上流開発から下流分野までを所管する石油ガス公社、**ペトロベトナム**と金融面から大型インフラ・プロジェクトをサポートすべく業務協力協定を締結
 - ・ベトナム国営石炭・資源公社、**ビナコミン**と金融面から大型インフラ・プロジェクトをサポートすべく業務協力協定を締結
 - ・新金融機関法に対応すべく、ハノイ、ホーチミンの両支店で合計237百万米ドルの増資を実施
- 2011年 **ベトナム国営大手商業銀行、ベトコムバンク**とアジア地域強化策の一環としてベトナムにおける日系・非日系のお客さまへのサービス向上をめざし**資本業務提携**
- 2014年
 - ・深海港を有する南部有数の輸出拠点である**バリア・ブンタウ省**と進出する日系企業へ有益な情報提供を行うべく、業務協力覚書を締結
 - ・国営企業改革と産業育成を目的に設立された**国営ファンド State Capital Investment Corporation**とベトナム企業とのアライアンスを模索するお客さまに対する投資情報の提供を行うべく「日系銀行初」の業務協力協定を締結
- 2015年 ハノイ市の投資促進機関である**ハノイ投資貿易観光促進センター**と・ハノイ市への投資を検討している日系企業へのサポート体制の充実を図るべく業務協力協定を締結投資
- 2018年 **ベトナム北部ヴィンフック省**と日系企業の誘致に関する業務協力覚書を締結
- 2021年 **ハノイの貿易大学**と企業連携講座提供に関する業務協力覚書を締結
ベトナム地場モバイル決済最大手**Mサービス**と資本業務提携締結

ホーチミン支店



空港からのアクセス
約30分（タクシー）

■ 特徴

- ・内需獲得を狙った日系企業および多国籍企業との取引中心

■ 住所

18th Floor, Sun Wah Tower, 115
Nguyen Hue Boulevard, District
1, Ho Chi Minh City, Socialist
Republic of Vietnam
Tel:84-28-3827-8260/8292

【V – 2】ベトコムバンクの概要

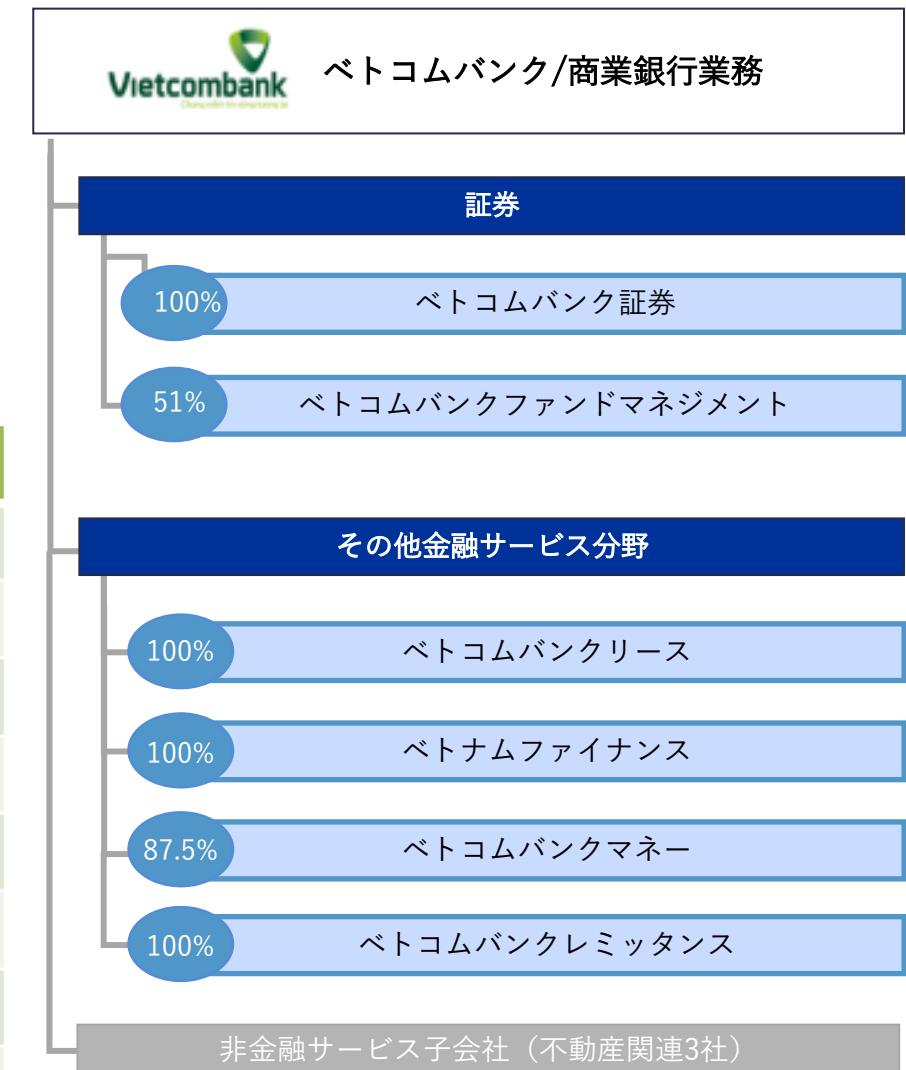
沿革

1963年	ベトナム中央銀行の外貨換金管理業務が分離して設立
1990年	商業銀行業務全般の取り扱い開始
2007-8年	IPOによる株式会社化
2009年	ホーチミン証券取引所に上場
2011年	みずほ銀行と戦略的パートナーシップ締結
2023年	ベトナムで最も評価の高い銀行に

ベトナムにおけるマーケットポジション (2023年)

	項目	実績
1位	時価総額	19Bil
1位	資本金	7Bil
2位	総資産	77Bil
3位	貸出残高	53Bil
1位	税引前利益	1.7Bil
1位	カード決済	12.5Bil
1位	外国為替	72Bil
1位	国際決済	131Bil

ベトコムバンクグループ相関図



【V – 3】Mサービスの概要①

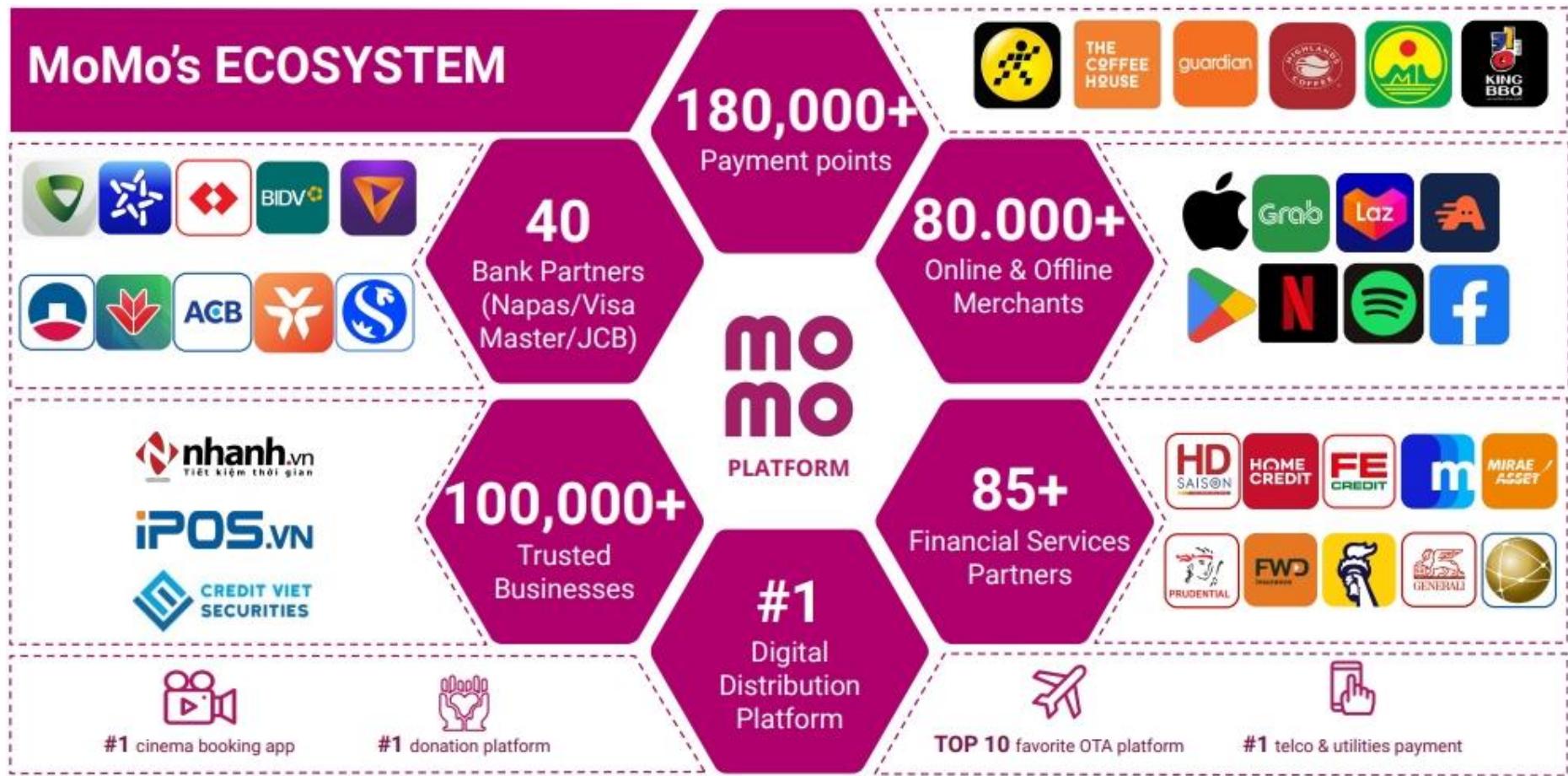
- みずほ銀行は2021年12月、ベトナムのモバイル決済市場においてシェア5割超を有する最大手デジタル決済事業会社「Online Mobile Services Joint Stock Company」（Mサービス）へ一部出資
- 2007年創業のMサービスは決済アプリ「MoMo」を運営し、e-walletを中心に携帯料金・公共料金の支払いや収納代行、映画チケットや旅行手配等利用シーンを拡大。近年は運用、ローン、保険など金融サービスの取り扱いにも着手
- 長い歴史を通じてベトナム国内で広範な加盟店網を確立、ベトナムを代表するsuper-appのポジション

当社概要	
社名	MoMo (サービス名、通称) Online Mobile Services Joint Stock Company
拠点	HCMC : 7区、Phu My Hung Tower Hanoi : Tay Ho区、Mercury Building Da Nang : Hai Chau区
従業員数	約1,900名（平均年齢25～26歳） みずほ派遣者 2名（2022年4月～）
役員	President Anthony Thomas Co-President Phạm Thành Đức CEO Nguyễn Mạnh Tường CFO Shah Manisha Satish
資金調達沿革（リード）	2007年 創業 2013年 Series A (Goldman Sachs) 2016年 Series B (StanChart PE) 2018年 Series C (Warburg Pincus) 2020年 Series D (Goodwater/WP) 2021年 Series E (みずほ～7.5%)

あらゆるユースケースを幅広くカバーするsuper-app



- 日常生活のあらゆる場面における決済シーンにサービスを展開し、プラットフォームを運営・拡大中
- 手続きのデジタル化やUI/UX、キャッシュレスの推進を通じて、toB/toC両面で独自経済圏を構築



© 2025 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は、当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

